くらしのガイドブック

(令和4年度改訂版)

小さくても活力と笑顔溢れるしあわせの郷

岩手県 九戸村

■村 章

九戸村の「九戸」を図案化しています。 それを囲む円は村民の「団結」と「円満」を表現しています。



■九戸村民憲章

わたくしたちは、きびしい自然の中で先人の拓いた郷土を誇りとします。 わたくしたちは、お互いに助け合い力を合わせ、豊かな自然を生かし、より 幸せな九戸村の創造を求め、ここに村民憲章を 定めます。

わたくしたち九戸村民は

一、郷土を愛し 美しい村をつくります
 一、身体を鍛え 健やかな村をつくります
 一、仕事に励み 豊かな村をつくります
 一、決りを守り 住みよい村をつくります
 一、親切を尽し 温かい村をつくります
 一、文化を高め 明るい村をつくります

目 次

0	めに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 案内窓口 手続き早わかり
1 1	役場の業務・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8 役場の業務案内 窓口業務時間
	届出・証明・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
3 A © O O O O	说金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15 村税 村税についての証明 便利な口座振替 村税の減免
\bigcirc	水道・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18 水道の届出 水道料金 水道の故障・漏水 水道未普及地域飲料水確保対策事業
<!--</td--><td>下水道・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21 下水道の届出 下水道等の使用料 トイレや排水管がつまったら 水洗化工事への助成制度</td>	下水道・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21 下水道の届出 下水道等の使用料 トイレや排水管がつまったら 水洗化工事への助成制度
OO	ごみ・し尿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24 ごみ・リサイクル し尿処理 犬を飼うとき ハチの巣駆除用防護服の貸出

7 ©	相談・貸付・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26 相談窓口 貸付制度
8	住宅 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27 村営住宅への入居 家を新築・増改築するときは 道水路の区域内で工事をするときは 除雪作業にご理解とご協力を
9	交通安全・救急・火災予防・防犯・・・・・・・・・・・・・・・ 29 交通安全 火災が発生したら 救急車の要請 り災証明書が必要なとき 火災予防の相談や届出 防犯灯
10	避難場所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30 村内の避難場所
	保健・健康診査・各種がん検診・・・・・・・・・・・・・・・ 33 健康に関する相談・手続き 健康診査・各種がん検診
12	国保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36 国民健康保険 国保の保険給付 高額医療費の支給 出産育児一時金の支給 葬祭費の支給 交通事故と国保
13 ©	村の医療費助成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39 医療費の給付等
	後期高齢者医療・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40 後期高齢者医療制度
	体調が悪くなったとき・・・・・・・・・・・・・・・・ 44 体具合が悪くなったとき
	福祉・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 45 福祉 身体障害者手帳・養育手帳・精神保健福祉手帳の交付 障害福祉サービス・障害児通所支援の利用 地域生活支援事業サービス

0	自立支援医療について	
	保育・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	50
18	介護サービスを利用するときは	51
19 ©		58
(i) (iii)	農業者年金について 農地を集積し効率的な利用を	60
21	農業生産支援 林業振興について 土地利用の制限	61
22	小・中学生が住所を異動するときは 小・中学校の特別支援学級 村外の小・中学校へ就学させたいとき 就学援助 育英奨学金制度 教育相談 学校給食 青少年教育 生涯学習	64
23	公共交通・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	67
24	議会・選挙・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	69

0	村議会への請願・陳情 村議会の傍聴 選挙								
0	そのほか・・・・・・ くらしのダイヤル 二戸地域医療機関一覧	• • •	• •	 	 	 	 • •	• •	71

■はじめに

この「くらしのガイドブック」は、役場のさまざまな仕事や各種の手続きなどを、分かりやすくまとめたものです。お知りになりたい情報は、目次で探すことができます。さらに詳しい内容については、記載している担当課にお尋ねください。

◎案内窓口

役場2階の税務住民課の窓口で案内をしています。手続きや申請の担当が分からない、どこに問題の 処理を頼んだらよいのか知りたいなど、お困りのときはどうぞ気軽にお尋ねください。

◎手続き早わかり

- ●転入したとき【転入届】・・・・・10ページ参照
- ・国民健康保険の場合、加入手続きも必要です
- ●転出するとき【転出届】・・・・・10ページ参照
- ・国民健康保険の場合、脱退手続きも必要です
- ●転居するとき 【転居届】・・・・・10ページ参照
- ※転入、転出、転居の際は、上水道・下水道(中止届、精算、開始届、変更届)の手続きも 忘れずに行いましょう
- ●結婚するとき 【婚姻届】・・・・・9ページ参照
- ・国民健康保険の場合、変更も必要です
- ・社会保険加入者の被扶養者の場合、職場への手続きが必要です
- ●妊娠したとき 母子健康手帳の申請・・・・・32ページ参照
- ●子どもが生まれたとき 出生届・・・・・9ページ参照
- ・国民健康保険に加入する場合、加入手続きが必要です
- ●死亡したとき 死亡届・・・・・9ページ参照
- ・国民健康保険や国民年金加入者の場合、脱退の手続きも必要です
- ・社会保険加入者の被扶養者の場合は、職場への手続きが必要です
- ・亡くなった方が世帯主の場合、世帯主変更届も必要です

1 役場の業務

◎役場の業務案内

	課室名等	係 名	業務内容
庁舎	議会事務局/監査		議会運営、監査
日 4 階	選挙管理委員会	議会事務局 総務課兼務	選挙に関すること
	総務課	予算管理係	庶務、予算、人事
庁	心4分床	地域防災係	消防、防災、交通安全、財産区、行財政改革、統計調査
庁舎3階	I,JU 戦略室	交流発信係	商工観光、広報、ふるさと納税、公共交通、公社、 地域おこし協力隊
	100 1700 11	定住促進係	移住定住促進、村営住宅、情報、雇用、結婚支援
		会計係	公金の収納・保管、決算の調製、 岩手県収入証紙の販売
	税務住民課	税務徴収係	村民税・固定資産税・軽自動車税・国保税、徴収、 後期高齢者医療保険料、介護保険料、所得・納税証明 土地・家屋評価、資産証明、公図等閲覧
庁舎2		国保住民係	住民票・戸籍謄本、国民健康保険、後期高齢者医療、国民 年金、埋火葬・改葬、医療費の給付、パスポートの申 請・交付、マイナンバーカードの各種手続き、消費生活
階	産業振興課	産業育成係 林業振興係	企業誘致、中小企業振興、林業振興、ダム保全管理、 農林業振興資金、農業経営基盤強化促進対策事業
		生産振興係 農業委員会	農地転用・所有権移転、農地・施設災害復旧、農産物の 生産・出荷・調整、米の生産調整、畜産
	地域整備課	地域整備係	道路・河川の維持管理、公共土木施設の災害復旧
	水道事業所	上下水道係	水道、下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽
庁舎	保健福祉課	地域福祉係	生活保護、児童福祉、高齢者福祉、障がい者福祉
亏 1 階		保健衛生係	保健活動、各種健診、ごみ・し尿処理、犬の登録・ 狂犬病予防、介護保険
公民館		教育総務係	学校の管理運営、育英奨学金、学校給食センター
館 1 階	教育委員会	生涯学習係	生涯学習、文化財の保護保存、スポーツ事業、体育施 設の管理運営、公民館の管理運営

^{*}上記以外に九戸村土地改良区の事務所が庁舎2階にあります。

◎窓口業務時間

役場・各支所とも平日は、午前8時30分から午後5時30分までです。ただし、役場本庁では、各種証明の発行について午後5時までに担当課等に申し込めば、午後7時まで開庁して対応します。祝祭日、年末年始(12月29日〜翌年1月3日)は閉庁します。

2 届出・証明

◎戸籍に関する届出【税務住民課国保住民係 ☎42-2111 (内線 211~213)】

種類	届出期間	届出地	必要なもの
出生届	生まれた日を含めて 14日以内	父母の本籍地 届出人の所在 地、出生地	・出生届(出生証明書)・届出人の判子・母子健康手帳・妊産婦受給者証・子どもが入る予定の保険証・父母のどちらか一方の口座番号・名義人が分かるもの
死亡届	死亡の事実を知った日 から7日以内	死亡者の本籍 地、届出人の 所在地、死亡 地	・死亡届書(死亡診断書) ・届出人の判子
婚姻届	期間の定めはありません (届出があった日に法 律上の効果が発生しま す)	夫または妻の 本籍地、所在 地	・婚姻届書(夫婦の署名と証人(成人2人)の署名が必要です。※押印は任意) ・九戸村に本籍のない方の場合、戸籍全部事項証明(戸籍謄本)
離婚届	・離婚協議の場合、期間の定めはありません(届出があった日に法律上の効果が発生します) ・裁判離婚の場合、調停成立、審判確定、判決確定から10日以内		・離婚届書(協議離婚の場合、夫婦の署名と証人(成人2人)の署名が必要です。※押印は任意) ・九戸村に本籍のない方の場合、戸籍全部事項証明(戸籍謄本) ・裁判離婚の場合、調停調書謄本または審判所もしくは判決の謄本と確定証明書
転籍届	期間の定めはありません (届出があった日に法 律上の効果が発生しま す)	届出人の本籍 地、所在地、 新しい本籍地	・違う市町村に転籍する場合、戸籍全部 事項証明(戸籍謄本) ・届出人の判子

- ◆戸籍の届出に関連して、住所などの異動がある場合は、その届出も必要です。
- ◆閉庁時の戸籍の届出は、宿・日直室で預かります。ただし書類に不備がある場合は後日来庁していただくこともあります。
- ◆戸籍の届出は役場の業務時間にかかわらず、いつでもできることになっています。

◎住民異動の届出 【税務住民課国保住民係 ☎42-2111 (内線 211~213)】

届出種類	届出期間	届出に必要なもの	届出人
転入届	引っ越してき た日から14 日以内	①転出証明書またはマイナンバーカード (前住所地の市区町村で発行) ②在学証明書(前住所の小・中学校で発行) ③国民健康保険被保険者証(転入先世帯 に国保加入者がいる場合) ④マイナンバーカード (※②③④は、該当する方のみ)	本人、世帯主または同一世帯に属する方
転出届	引っ越しをす る前か遅くと も越してから 14日以内	①印鑑登録証 ②国民健康保険被保険者証 ③各種医療受給者証 ④マイナンバーカード ※該当する方のみ	本人、世帯主または同一世帯に属する方
転居届	引っ越しをし てから14日以 内		本人、世帯主または同一世帯に属する方
世帯(主)変更届	変更があった 日から14日以 内		本人、世帯主または同一世帯に属する方

◆平成17年11月から、上記届出をする方の本人確認が義務付けられました。届出の際は、ご本人の確認ができる書類(運転免許証、パスポートなど)をご持参ください。また、代理の方が届け出る場合は、代理の方の本人確認ができる書類と委任状が必要になります。(本人と同一世帯の方が届出を行うときには委任状は不要です)

◎外国人の登録 【税務住民課国保住民係 ☎42-2111 (内線 211~213)】

「住民基本台帳法の一部を改正する法律」により、外国人住民の方も住民基本台帳法の適用対象となりました(平成24年7月9日施行)。同時に外国人登録法が廃止されました。

- ●外国人住民も住民票が作成されます
 - 対象となる外国人住民は以下のとおりです。
 - ①特別永住者
 - ②中長期在留者
 - ③一時庇護許可者又は仮滞在許可者
 - ④出生による経過滞在者又は国籍喪失による経過滞在者
- ●住所を異動(転入・転出・転居等)したときは手続きが必要となります

住所を変更する方は、異動日から14日以内に転出届や転入届・転居届などの手続きを行わなければなりません。在留カード所持者の在留資格、旅券、氏名、国籍、仕事の変更等については、入国管理局へ届出を行います。詳しくは、仙台入国管理局盛岡出張所へお問い合わせください。

【仙台入国管理局盛岡出張所】

所在地:盛岡市盛岡駅前西通1丁目9-15 盛岡第2合同庁舎6階 ☎ 019-621-1206

◎印鑑の登録【税務住民課国保住民係 ☎ 42-2111 (内線 211~213)】

村内に居住し、住民登録をしている15歳以上の方が登録できます。登録は本人が申請してください。代理人が申請する場合には即日登録はできません。登録すると印鑑登録証を交付します。

- ●登録に必要なもの
- (1) 本人申請の場合
- ①登録する印鑑
- ②身分を証明できる書類(免許証、マイナンバーカードなど写真入りのもの)
- ※②をお持ちでない場合、②をお持ちの保証人(九戸村で印鑑登録されている方)が必要になります。
- (2) 代理人申請の場合
- ①登録する印鑑
- ②代理人の印鑑
- ③代理人による申請を受理した場合、代理人に代理権授与通知書をお渡ししますので、本人から署名、 押印していただき、役場から本人宛に送付した照会書(役場から郵送される ハガキ)と一緒に指定 された期日までに受領してください。

※照会書の表面欄に本人の署名、押印を忘れないようにしてください。

印鑑の登録をすると印鑑登録証が交付されます。印鑑登録証明書の交付を受ける際には、印鑑登録証を持参しないと証明書の交付は受けられません。なお、証明書の交付を受ける際には登録した印鑑は不要です。

- ●登録できない印鑑 次のような印鑑は登録できません
 - ①正しい氏名、氏・名で表されていないもの
 - ②一辺の長さが8mm以下、または25mm以上のもの
 - ③ゴム印、その他の印鑑で変形しやすいもの
 - ④文字の判読が困難なもの
 - ⑤印影を鮮明に表しにくいもの
 - ⑥その他登録するのに適当でないもの(具体的には、担当職員にお尋ねください。)

◎印鑑登録の廃止、印鑑や登録証の亡失、印鑑の改印

【税務住民課国保住民係 ☎42-2111 (内線 211~213)】

印鑑登録をしている印鑑または印鑑登録証を亡失したり、盗難にあったとき、または廃止をしたいと きは、届出をしてください。原則、本人の申請になります。

●必要なもの:認印

改印は、廃止手続き後、印鑑の新規登録をもって改印となります。登録の手順は、「印鑑の登録」の欄をご参照ください。

◎支所での証明書交付

戸田支所(**☎**43-2111)、江刺家支所(**☎**42-3110)でも、住民票の写し、戸籍の全部事項証明、一部 事項証明等の交付ができます。

●交付する各種証明書など

戸籍(全部事項証明・一部事項証明)、除籍(全部事項証明・一部事項証明)、戸籍・除籍の記載事項証明書、住民票、戸籍附票

◎証明書等の手数料 【税務住民課国保住民係 ☎42-2111 (内線 211~213)】

証 明 書 等 の 種 類	手数料(1通)
戸籍の全部事項証明又は個人事項証明交付	450円
戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	350円(証明事項1件につき)
除かれた戸籍の謄本又は抄本の交付	750円
除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	450円(証明事項1件につき)
戸籍の届出、申請の受理の証明書又は届出その他村 長の受理した書類の記載事項の証明書の交付	350円 (上質紙による届出の受理の証明書交付 は1,400円)
戸籍の届書その他村長の受理した書類の閲覧	350円(1件につき)
住民票の写しの交付	300円
住民票記載事項証明	300円
戸籍の附票の写しの交付	300円
住民基本台帳の一部の写しの閲覧	300円 (1件につき)
印鑑登録証明	300円
印鑑登録証の交付	300円 (1件につき)
身分証明	300円
外国人登録に関する証明	300円
埋火葬に関する証明	300円 (1件につき)
文書受理に関する証明	300円 (1件につき)
マイナンバーカードの再交付	1,000円 (1件につき)

- ◆証明書を請求する際には、ご本人と確認できる書類(運転免許証、マイナンバーカードなど)の提示が必要です。運転免許証など顔写真付き証明書をお持ちでない場合は、保険証や年金手帳など顔写真の付いていない証明書を2点提示することが必要です。(例:保険証と年金手帳、後期高齢者医療保険者証と介護保険証等)
- ◆代理で請求する場合は、委任状が必要です。また、請求理由を尋ねる場合があります。
- ◆戸籍の全部事項証明、一部事項証明及び記載事項証明を請求できる方は、戸籍に記載されている本人、 その配偶者、直系 親族です。それ以外の方は請求理由を明らかにした場合のみ請求できます。
- ◆除籍の全部事項証明、一部事項証明及び記載事項証明、改製原戸籍の全部事項証明、一部事項証明を 請求できる方は、除籍あるいは改製原戸籍に記載されている本人、その配偶者、直系親族です。それ以 外の方は、請求理由を明らかにした場合のみ請求できます。
- ◆偽り等不正な手段により上記交付を受けた場合は、過料に処せられることがあります。

○郵便による請求【税務住民課国保住民係 ☎42-2111(内線 211~213)】

住民票は住所地の市区町村に、戸籍関係は本籍地の市区町村に郵便で請求することができます。

●請求方法

便箋等に必要事項を記入し、手数料分の定額小為替、請求者の住所、氏名を記入し切手を貼った返信用 封筒、ご本人と確認できる書類(運転免許証、マイナンバーカードなど)の写しを同封のうえ請求して ください。なお、九戸村ホームページに郵送請求用の申請書の書式を掲載しています。

■九戸村ホームページURL http//www.vill.kunohe.iwate.jp

<mark>◎マイナンバーカード関係の手続き</mark>【税務住民課国保住民係 **☎**42-2111 (内線 211~213)】

マイナンバーカードの申請は申請者本人が郵送等により直接申請する必要があります。申請方法については、マイナンバーカード総合サイト(https://www.kojinbango-card.go.jp)または窓口までお問い合わせください。

マイナンバーカードを紛失したり盗難にあったりしたときは、警察及び役場へ届け出てください。警察へ届け出た証明がないと、再発行できない場合があります。再発行にはそれぞれ手数料がかかります。

●申請に必要なもの

- (1) 各種申請書(総合サイトから、または窓口で入手できます)
- (2) 身分を証明するもの(免許証、パスポートなど。窓口で申請をする場合に必要です)
- ※マイナンバーカードをご希望の方は、6か月以内に撮影した顔写真(縦45mm×横35mm)を お持ちください。
- ※マイナンバーカードの有効期限は発行の日から10回目の誕生日までです。
- ※マイナンバーカードの初回発行分は手数料が無料になります。

◎公的個人認証(電子証明書交付) 【稅務住民課国保住民係 ☎42-2111 (内線 211~213)】

マイナンバーカードの交付を受けている方で、公的個人認証サービス(行政機関への申請手続きなどが自宅のパソコンからできるサービス)を利用するときは、税務住民課国保住民係窓口へおいでください。また、マイナンバーカード申請の際に一緒に申請することもできます。

●申請に必要なもの

- 申請書(窓口にあります)
- ・マイナンバーカード

◎パスポートの申請・交付【税務住民課国保住民係 ☎42-2111 (内線 211~213)】

平成20年4月から村でパスポートの申請・交付ができるようになりました。申請できるのは、原則として日本国籍を有し、村内に住民登録をしている方です。

※村内に通勤、通学している方(生活の拠点が九戸村の方)などで村内に住民登録をしていない方が 居所申請する場合には、住民票(発行日から6か月以内)の提出が必要です。

●受付時間

- ・パスポートの申請 午前9時~午後4時30分
- ・パスポートの受け取り 午前9時~午後5時

●申請に必要なもの

- ①一般旅券発給申請書(窓口にあります)
- ②戸籍抄(謄)本(発行日から6か月以内)
- ③住民票(村内に住所がある方は原則不要)
- ④6か月以内に撮影した顔写真(縦45mm×横35mm)カラー、白黒どちらでも可
- ⑤身分を証明できる書類(免許証など顔写真入りのもの)
- ※パスポートを取得したことのある方は前回のパスポートを持参ください。

●入手所要日数

・申請から8日目+官公庁休日の日数

※土曜日、日曜日、祝日、12月29日から翌年1月3日までを除きます。

●手数料

- ・10年旅券(有効期間が10年のもの)
 - 16,000円(印紙14,000円+県証紙2,000円)
- ・5年旅券(有効期間が5年のもの)
 - 11,000円(印紙9,000円+県証紙2,000円)
- ・5年旅券(12歳未満の子ども)
 - 6,000円(印紙4,000円+県証紙2,000円)
- ※旅券は年齢にかかわらず、本人でなければ受領できません。「一般旅券受領証」及び「手数料分の印紙」を持参のうえ、受け取りに来庁ください。
- ・収入印紙・・郵便局ほか取扱所で販売
- ・岩手県収入証紙・・税務住民課で販売

◎九戸村斎場(火葬場)の予約【税務住民課国保住民係 ☎42-2111(内線 213)】

九戸村斎場の使用は、税務住民課国保住民係にお申込みください。九戸村斎場での火入れ時刻は、午前10時と午後2時の1日2回です。喪主様・ご遺族様において、寺社、葬儀社、その他関係者とご相談のうえ、火葬を希望する日時を決めてください。

火葬を希望する日時が決まりましたら、喪主様又はご遺族様を代表する方は、役場税務住民課国保住民 係に電話(☎ 42-2111 内線 213) し、

- 1、火葬を希望する日時
- 2、亡くなった方の氏名と住所
- 3、火葬を申し込む方の氏名と住所と連絡先
- 4、葬儀社名称(葬儀社が関わっているとき)

を係員に告げ、九戸村斎場の使用について予約をしてください。葬儀社が関わっているときには、その葬儀社をとおして九戸村斎場の使用予約をしても構いません。

なお、予約する時間は、原則、午前8時30分から午後5時30分までの間にお願いします。ただし、 希望した日時に、すでに他の火葬で九戸村斎場が使用されることになっているときは、その日時での予 約は受け付けできませんので、ご了承ください。

●使用料

区 分	村 民	村民以外の者
15歳以上	10,000円	20,000円
15歳未満 (死産児を含む)	5,000円	10,000円
改葬	5,000円	10,000円
四肢その他身体の一部	5,000円	10,000円

※ペットの火葬はできません。

「斎場にのへ」二戸市環境推進室(🕿 23-3111)にお問い合わせください。

3 税 金

◎村 税【税務住民課税務徴収係 **☎**42-2111 (内線 222 · 223)】

●税の種類

税の種類	T	
税金の種類	納税義務者	備考
個人村民税	・1月1日現在、村内に住所がある方で、前年中に所得があった方・1月1日現在、村内に事務所、事業所があるか家屋敷を所有する方で、村内に住所がない方	・税額は、前年の収入をもとに所得に応じて算出するので、毎年3月15日までに申告書を提出してください。但し、給与収入のみで年末調整をした方や、所得税の確定申告をした方は、申告の提出の必要はありません。 ・納税通知書の発送は6月、納期は6月・8月・10月・1月の4回です。・給与から税金を天引きされる方は、6月から翌年5月まで12回に分けて差し引かれます。・年金から税金を天引きされる方は6回分に分けて差し引かれます
法人村民税	・村内に事業所、事務所を所有する法人など	
固定資産税	・1月1日現在、村内に土地、家 屋、償却資産(事業用)を所有 している方	・4月1日から4月30日まで、所有者は 土地・家屋価格等縦覧帳簿を無料で縦覧で きます。事業用償却資産の所有者は、毎年 1月31日までに申告してください。 納税通知書発送は4月、納期は4月、7 月、12月、2月の4回です。
軽自動車税	・4月1日現在、原動機付自転車、軽自動車、二輪の小型自動車、小型特殊自動車を所有する方	・納税通知書の発送、納期は5月です。 ・身体に障害のある方などが所有し、本人 や家族が運転する車の税金は、申請により 免除する制度があります。
国民健康保険税	・村内に住んでいて、国民健康保 険に加入している世帯の世帯主	・加入、脱退などの異動があった場合は、 必ず届出をしてください。納税通知書発送 は7月、納期は8回(7月~2月)で す。 ・年金から税金を天引きされる方は6回に 分けて差し引かれます。
後期高齢者 医療保険料	・村内に住んでいる75歳以上の方 ・一定の障がいのある65歳以上 75歳未満の方(岩手県後期高齢 者医療広域連合へ申請し、認定を 受けることが必要です)	月~2月)です。 ・年金から税金を天引きされる方は6回に 分けて差し引かれます。

●納付場所

村税は次の納付場所でお支払いください。

- ・岩手銀行(本・各支店)・新岩手農業協同組合(本所・各支所)
- ・盛岡信用金庫(本店・各支店)・九戸村役場(本庁・戸田支所・江刺家支所)
- ・コンビニ…MMK 設置店、セブンイレブン、ファミリーマート、ミニストップ、ローソン等
- ・スマホアプリ…PayPay 請求書払い、LINE Pay 請求書支払い (コンビニ、スマホアプリに関しては法人村民税、後期高齢者医療保険料を除く)

※お近くに支払いできる金融機関等がない場合は、郵便局で支払いできる「振込取扱票用紙」を送付しますので、税務住民課までご連絡ください。

- ※納付書を紛失されたときは、再発行しますので、お早めにご連絡ください。
- ※国民年金や国税、県税、他市町村の税金等はお取扱いできません。

◎村税についての証明【税務住民課税務徴収係 ☎42-2111 (内線 222・223)】

所得証明、納税証明、固定資産評価証明などを必要とする場合には、下記請求に必要なものを持参して申請してください。

証明書等の種類	手数料(1通につき)	請求に必要なもの
村民税関係 所得証明書 課税証明書 扶養証明書 営業証明書 納税関係 納税証明書	300円 (1人1年度につき 1件)	・本人確認書類(申請者のマイナンバーカード、運転免許証、健康保険証等) ・同一世帯以外の方が申請する場合は、本人が記名・押印した委任状が必要です。
固定資産税関係 評価証明書 公課証明書 住宅用家屋証明書	1,300円	・本人確認書類(申請者のマイナンバーカード、運転免許証、健康保険証等) ・所有者以外の方が申請する場合は、本人が記名・押印した委任状が必要です。

◆上記証明は、郵便でも請求することができます。便箋に必要事項を記入し、本人確認書類、請求通数分の定額小為替、請求者の住所、氏名を記入し切手を貼った返信用封筒を同封のうえ、請求してください。

<mark>◎便利な口座振替納税</mark>【税務住民課税務徴収係 **☎**42-2111 (内線 222・223)】

口座振替納税は、一度、金融機関に申し込むと自動的に口座から納期限の日に振替します。納付のたびに窓口に行く手間が省け、納め忘れの心配もなく便利です。

●ご利用できる金融機関

- ・岩手銀行 (**☎**42-2121) ・新岩手農業協同組合 (**☎**42-3111)
- ・盛岡信用金庫 (**☎**42-2141) ・伊保内郵便局 (**☎**42-2101)
- ・戸田郵便局(☎43-2010)・江刺家郵便局(☎42-2102)

●申込手続き

預貯金通帳、預貯金届出印、村税口座振替依頼書、希望する税金の納付書などを持参のうえ、 上記金融 機関でお申し込みください。(振替開始は、届出日の翌月以降到来する納期からとなります。月末まで に役場に届かない場合は申し込み月の翌月から振替開始となります)

※村税口座振替依頼書は役場・金融機関に置いてあります。

◎村税の減免 【税務住民課税務徴収係 ☎42-2111 (内線 222・223)】

不慮の事故、病気などの特別な事情により納税が困難な方には、その状況に応じて村税が減免されます。次のような場合は、税務住民課税務徴収係にご相談ください。

税目	納 税 困 難 事 由 等
村民税・国民健康保険税	(1) 災害を受けた場合(2) 生活扶助を受けた場合(3) その他特別な事情がある方
固定資産税	(1) 災害などのために、家屋に損害を受けた場合や地形が変わった場合(2) 生活扶助を受けた場合(3) その他特別な事情がある方
軽自動車税	(1) 障害者が使用または障害者のために使用する場合(身体障害者 手帳及び運転免許証等の提示が必要) (2) その他特別な事情がある方

4 水 道

◎水道の届出 【水道事業所 ☎42-2111 (内線 271~273)】

転居・新築などに伴う水道の使用開始や使用中止の届出は、水道事業所へ速やかにお願いします。

◎水道料金【水道事業所 ☎42-2111 (内線 271~273)】

●水道料金表(1月につき・税込)

用途	基本水量 (㎡)	基本料金 (円)	超過料金(円) (1 ㎡につき)		
	(111)	(11)	(1111(0)0)		
家庭用	10	1, 794	205		
営 業 用	10	2, 307	257		
団 体 用	10	2, 307	257		
浴場営業用	100	10, 893	180		
臨時用	10	3, 845	385		
工業用	200	38, 448	231		
プール用 使用水量 1 m につき 231 円					

●メーター使用料金表 (1月につき、税込)

口径	13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	75mm
使用料 (円)	176	293	352	528	705	3, 055	4, 111

●毎月の水道料金は次の計算方法で求めます。

毎月の水道料金=基本料金+(超過水量×超過料金)+メーター使用料

●検針

1か月に1回行います。(冬期間1月から3月の3か月間、積雪により検針できないときは、基本料金のみ納付いただき、4月の検針で精算いたします)

●納入通知書

検針後、毎月15日に同月末日を納期限とする納入通知書を送付しますので、この納入通知書によりお支払いください。

●□座振替

毎月20日に振替します(再振替は翌月20日に行いますので、前日までに口座に入金願います)。口座振替での支払いを希望する場合は、取引のある金融機関へ通帳と印鑑を持参し、申込の手続きをしてください。

◎水道の故障・漏水 【水道事業所 ☎42-2111 (内線 271~273)】

宅地内の給水装置は、お客様の管理となりますので、宅地内の水道に異常が生じたときや漏水を発見したときは、村の指定工事業者に調査・修理を依頼してください。ただし、公道及び宅地内の第1止水栓までの漏水修理は水道事業所が行います。

区域	名称	所 在 地	電話番号
	東井住設	九戸村大字戸田第 19 地割 61 番地 48	43-2742
	真下設備	九戸村大字山根第7地割3番地2	43-2838
九戸村	有限会社 千葉建築	九戸村大字長興寺第 15 地割 66 番地 124	42-3375
	新世水機	九戸村大字伊保内第 2 地割 61 番地 1	42-2831
	有限会社 新成建設	九戸村大字長興寺第 15 地割 66 番地 453	43-3891
	有限会社 エムコンズ	九戸村大字伊保内第 16 地割 30 番地 3	42-3310
	南部電化チェーン九戸店	九戸村大字伊保内第 12 地割 31 番地 1	42-3942
	馬渕川設備 株式会社	二戸市福岡字五日町15番地	23-7511
	ニ戸ガス 株式会社	二戸市仁左平字北井沢 6 番地	23-4155
	松田電気 株式会社	二戸市金田一字馬場44番地1	27-4125
_ +	株式会社 菅文	二戸市堀野字長地75番地4	23-5115
二戸市	有限会社 フタバ	二戸市金田一字沖20番地2	27-2005
	有限会社 八紘カイハツ	二戸市金田一字上田面 2 4 1 番地 1	27-4545
	昭和建設工業株式会社	二戸市金田一字八ツ長 45 番地 3	27-4101
	株式会社丸竹興業	二戸市米沢字下平 101 番地 24	23-7751
	有限会社 小笠原電気水道	軽米町大字軽米第 10 地割 76 番地	46-2627
	工藤金物株式会社	軽米町大字軽米第8地割66番地4	46-2419
軽米町	合資会社 長谷川金物店	軽米町大字軽米第4地割62番地3	46-2040
	株式会社 上柿建設	軽米町大字上舘第30地割65番地	45-3515
	株式会社 耒迎建設	軽米町大字軽米第4地割83番地17	46-2920
	株式会社 田中建設	二戸郡一戸町高善寺字大川鉢 22 番地 1	33-4111
一戸町	株式会社 デンドウ住宅	二戸郡一戸町一戸字樋ノロ51	31–1234
	株式会社東野組	二戸郡一戸町一戸字本町115	33-2627
葛巻町	ハタナカ水道	岩手郡葛巻町葛巻56-86	0195-66-1364
久慈市	蒲野建設 株式会社	久慈市山形町大字川井第 9 地割 32 番地 2	0194-72-2211
八幡平市	有限会社 佐々長水道	八幡平市田頭第 17 地割 78 番地	0195-76-2258
盛岡市	J・ウォーター株式会社	盛岡市上堂三丁目13番35号	019-646-9511
盆间川	株式会社クラシアン	盛岡市前九年第2地割6番地10 サンライズSASAKI 1F	019-645-8711
	有限会社 北桜水道建設	青森県八戸市南郷区大字中野字大久保山中 15 番地 106	0178-82-2106
	アクア設備 株式会社	青森県八戸市沼館一丁目2番12号	0178-72-1500
目 54	西浦水道建設工業 株式会社	青森県八戸市沼館一丁目7番38号	0178-22-5167
県 外	住宅設備 さいとう	青森県八戸市大字石手洗字斎郷 11 番地 5	0178-96-1502
	友住技研工業株式会社	青森県八戸市大字市川町字古舘 58 番地 5	0178-80-7535
	有限会社小野寺水道設備工業	青森県上北郡六戸町大字犬落瀬字前谷地 14 番地 8	0176-55-4789

◎水道未普及地域飲料水確保対策事業

【水道事業所(地域整備課上下水道係) ☎42-2111 (内線 271~273)】

上水道の給水区域外の方が簡易な水道を設置する場合、その半額を補助します。

●補助金交付の対象者

水道未普及地域で生活を営み飲料水を確保するため、次の工事を実施する者とする。

なお、飲料水が確保された後は、工事内容が別であっても再度の補助対象事業は実施できません。ただ し、水道法第4条に基づく水質基準を超過した場合は再度の補助対象事業となります。

- (1) 取水施設工事
- (2) ろ過施設工事(機器等の消耗品を除く)
- (3) 配水共同管(内径50 mm以上)布設工事
- (4) 井戸用ポンプ更新工事(法定耐用年数を経過した者に限る。ただし、法定耐用年数を経過後は、 再度補助金交付の対象とする。)

●補助金額

配水共同管布設工事については材料費、取水施設工事及び濾過施設工事については工事費の2分の1 に相当する額で、限度額は次のとおりです。

(1) 1世帯単独で実施する場合400,000 円(2) 2世帯共同で実施する場合600,000 円(3) 3世帯共同で実施する場合800,000 円(4) 4世帯以上の共同で実施する場合1,000,000 円

5 下 水 道

◎下水道の届出【地域整備課上下水道係 ☎42-2111 (内線 271~273)】

- ●次の場合は届出が必要です
- ・下水道等を利用したいとき
- ・転出や転居、長期間不在などで下水道等を使用しないことになったとき
- ・使用者の名義が変わるとき

◎下水道等の使用料【地域整備課上下水道係 ☎42-2111 (内線 271~273)】

下水道等の使用料金は、上水道メーターの使用水量により計算し、算定します。

区分	区分排除汚水量		浴場用	臨時用
基本使用料 (1月につき)	10㎡まで	1,540円	1,540円	
超過使用料 (1 ㎡につき)	10㎡を超え20㎡まで 20㎡を超え30㎡まで 30㎡を超え40㎡まで 40㎡を超え50㎡まで 50㎡を超え100㎡まで 100㎡を超え500㎡まで	121 円 132 円 143 円 154 円 165 円 176 円	77 円	220円 (1 mに つき)
	500㎡を超えるもの	187 円		

◎トイレや排水管がつまったら 【地域整備課上下水道係 ☎42-2111 (内線 271~273)】

トイレや排水管がつまったときは、排水設備指定工事店に直接お問い合わせください。

●排水設備指定工事店一覧表

	指定工事店名	住	所	電話番号
	 有千葉建築	九戸村大字長興寺 15-66-124		42-3375
		九戸村大字長興寺 8-1		42-3408
	東井住設	九戸村大字戸田 19-61-48		43-2742
	㈱高島建設	九戸村大字戸田 5-65		43-2394
九戸村	㈱大崎建設	九戸村大字江刺家 11-54-6		42-3788
76万十9	真下設備	九戸村大字山根 7-3-2		43-2838
		九戸村大字長興寺 15-66-453		43-3891
	街戸田組	九戸村大字伊保内 14-34-2		42-2321
	新世水機	九戸村大字伊保内 2-61-1		42-2831
	南部電化チェーン九戸店	九戸村大字伊保内 12-31-1		42-3942
	㈱丹野組	二戸市福岡字中村 20		23-6111
	松田電気㈱ 二戸市金田一字馬場 44-1		27-4125	
	馬渕川設備㈱	二戸市福岡字五日町 15		23-7511
二戸市	㈱菅文	二戸市堀野字長地 75-4		23-5115
一\\(\superstandar\)	郁八紘カイハツ	二戸市金田一字上田面 241-1		27-4545
	二戸ガス㈱	二戸市仁左平字北井沢 6		23-4155
	昭和建設工業㈱	二戸市金田一字八ツ長 45-3		27-4101
	(株)丸竹興業	二戸市米沢字下平 101-24		33-2627
	工藤金物店	軽米町大字軽米 8-66-4		46-2419
軽米町	(資)長谷川金物店	軽米町大字軽米 4-62-3		46-2040
	郁小笠原電気水道	軽米町大字軽米 10-76		46-2627
一戸町	㈱田中建設	二戸郡一戸町高善寺字大川鉢	22-1	33-4111
<u> </u>	(株)東野組	一戸町一戸字本町 115		33-2627
久慈市	蒲野建設㈱	久慈市山形町大字川井 9-32-2	?	0194-72-2211
葛巻町	ハタナカ水道	葛巻町葛巻 56-86		66-1364
紫波町	アクア設備株式会社	紫波郡紫波町二日町字北七久	保 186-14	0178-72-1500
県外	有限会社 北桜水道建設	八戸市南郷大字中野字大久保 106	山中 15-	0178-82-2106

◎水洗化工事への助成制度 【地域整備課上下水道係 ☎42-2111 (内線 271~273)】

下水道等の処理区域で汲み取り便所を水洗に改造する場合、または浄化槽を廃止して、下水道に接続しようとする場合に改造資金の融資をあっせんします。また、下記のような助成制度があります。

①合併処理浄化槽に対する補助金

建物延べ面積	浄化槽の規模	補助限度額
130㎡以下	5 人槽	375,000円
130㎡超	7人槽	494,000円
2世帯住宅、大家族住 宅など(台所、浴室が 2か所以上)	10人槽	854,000円

②融資あっせん利子補給費補助金

公共下水道または農業集落排水施設の事業認可区域内に住宅を有する者に対し、水洗化改造資金の融資 (上限100万円)をあっせんし、個人負担が1%となるようその融資を行う金融機関へ利子補給を行います。(供用開始後、3年以内の工事に限ります)

※上記の他に、村が実施している、住宅リフォーム助成事業も対象になります。同じ水洗化工事でも、お住まいの地区や工事の内容によって利用できる制度が変わってきます。また、それぞれ補助の条件が定められており、制度を利用できない場合もあります。どの制度も事前に申請していただく必要がありますので、トイレなどの水洗化や住宅の新築・増改築を計画している方は早めにご相談ください。

6 ごみ・し尿

<mark>◎ごみ・リサイクル</mark>【保健福祉課保健衛生係 **☎**42-2111 (内線 123)】

村では、ごみの分別収集と資源回収の徹底を進めています。ごみ分別には役場から配布されている「ごみの種類の分け方・出し方」、「資源ごみの分け方・出し方」を参考にしてください。ごみ収集日は「ごみ収集日程表」等でご確認ください。

●ごみ収集日

収 集 区 域	燃えるごみ	ビン・金物	空き缶	粗大ごみ	紙・プラ類			
瀬月内/宇堂口/泥の木 /平内/妻ノ神/戸田上・ 下/舘の下/山根/荒谷/二 ツ家	毎週水曜日	ださい ①ビンは透り のの4種類に	月、茶色、そ -	この他、リサイ	て報紙で確認く			
鹿島 / 伊保内上・下 / 川向 / 南田	毎週木曜日	ボンベとリサイクルしないものに 一 ②紅・プラスチック類は (リサイクルトのス) 英間						
小倉/長興寺上・下/大向 / 五枚橋/荒田/雪屋/田代 / 柿の木/江刺家上・下/道 地/丸木橋/山屋/細屋	毎週金曜日							

- ・ごみは、指定日の朝8時30分までに指定場所に出してください。
- ・テレビ、冷蔵庫、洗濯機、衣類乾燥機、エアコン、パソコンは収集しません。電気店や収集運搬業者にお問い合わせください。乾電池は家電小売店又は役場、支所の電池回収ボックスへ。
- ・家庭用小型焼却炉を使っての家庭ごみの焼却は禁止されています。ごみは燃やさず分別して出してください。

●リサイクルステーション

村では分別収集を資源回収のため、村内3ヵ所にリサイクルステーションを設置しています。24 時間365 日利用可能で、家庭から排出されるビン、カン、ダンボール、雑誌、新聞、ペットボトルを回収します。リサイクルのための施設ですので燃えるゴミや金物、事業所から排出されるゴミは持ち込まないでください。

●生ごみ処理機器等購入助成金

家庭から排出される生ごみを減量し、堆肥として利用いただくために、生ごみ処理機器等の購入に対し、助成します。

- ・対象者 村内に住所があり、現に居住し、村税の滞納がない方
- ・助成金の額 生ごみ処理機・・・3万円を限度に、必要経費の1/2以内の額 生ごみ処理容器(コンポスト)・・・3千円を限度に、必要経費の1/2以内の額

○し尿処理 【保健福祉課保健衛生係 ☎42-2111 (内線 123)】

し尿の汲み取りの依頼は、お住まいの地域により次の業者へお申込みください。

- ●戸田・伊保内地区
- 九戸衛生社 (☎ 42-2091)
- ●江刺家地区
- ·軽米清運有限会社 (**☎** 46-2450)
- ·軽米清掃社 (☎ 46-4182)

◎犬を飼うとき【保健福祉課保健衛生係 ☎42-2111 (内線 123)】

生後91日以上の飼い犬は、必ず登録し、年1回の狂犬病予防注射を受けてください。予防注射の日程等については広報紙などでお知らせします。飼い犬が死んだときも鑑札を持参のうえ届出をしてください。

●ペットの死体処理は 斎場にのへ【二戸市下斗米字寺久保113-1 **2**0195-20-3003】 使用料は25,000円。使用できるのは、1月1日と友引を除くすべての日で、時間は午前9時、 午後1時の1日2回です。

【お問合せ先:二戸市生活環境課 ☎0195-23-3111】

◎ハチの巣駆除用防護服の貸出【保健福祉課保健衛生係 ☎42-2111 (内線 123)】

ハチ等の巣を駆除するための防護服の貸出を無料で行っています。事前に【保健福祉課保健衛生係 ☎42-2111 (内線 121)】に電話で申し込みしてください。

7 相談・貸付

◎相談窓口

暮らしの中での困りごとや、法律に関することなどで、次のようなさまざまな相談が行われています。 開催日時等は広報紙でお知らせします。困ったときや不安なときは一人で悩まずに早めに相談を。

- ●暮らしの相談【保健福祉課地域福祉係 ☎42-2111 (内線 202、203)】
 - ・弁護士による無料法律相談(土地、財産、離婚、金銭の貸し借りなど法律問題一般)
 - ・生活相談(家族、近隣関係、学校、職場での困りごと相談)
 - ・婦人相談(母子、寡婦等の婦人の相談)
 - ・家庭児童相談(児童や家庭の相談・・・子どもの養護や障害に関するもの含む)
 - ・人権相談(いじめ、体罰、家庭の問題、その他人権に関すること)
 - ・DV相談(配偶者からの暴力など)
- ●少年・教育相談【教育委員会 ☎42-2111 (内線 301)】
 - ・ 少年相談 (少年の非行等の問題行動)
 - ・教育相談(登校拒否等の教育相談)
- ●消費生活相談【二戸消費生活センター **☎**23-5800 (二戸地区合同庁舎 1 階)】 【税務住民課国保住民係 **☎**42-2111 (内線 212)】
 - ・消費生活相談(借金、悪質商法等消費生活トラブル問題)
- ●行政相談【総務課予算管理係 ☎42-2111 (内線 166)】
 - ・ 行政相談(国、県、村に対する苦情、要望、意見、提言)
- ●こころの悩みごと相談【保健福祉課保健衛生係 **☎**42-2111 (内線 122)】 【二戸保健所保健課 **☎**23-9206 】
 - ・不眠、不登校、死にたい、酒乱で困るなど、こころの悩みでお困りの方は保健師にご相談ください。
- ●空き家バンク【I_JU 戦略室定住環境係 **☎**42-2111 (内線 214)】
 - ・村内にある空き家を売りたい・貸したい、または買いたい・借りたいといったご希望がある方は、 九戸村空き家バンク制度をご利用ください。空き家の売買・賃貸借の情報を提供しています。

◎貸付制度

●消費者救済資金の貸付制度【税務住民課国保住民係 ☎42-2111 (内線 212)】

この制度は、サラ金などに多くの債務を抱え返済が困難になった方の債務を一本化し、生活再建を図るものです。対象は、村内に住所を有する満20歳以上で一定の要件を満たす方となっています。サラ金やクレジットなどによる多重債務で困っている方の相談も随時受け付けています。

詳しくは、融資機関である岩手県消費者信用生活協同組合(☎ 019-653-0001)へ。

8 住宅

<mark>◎村営住宅への入居</mark>【IJU 戦略室定住環境係 **☎**42-2111(内線 214)】

村営住宅は、公営住宅と若者定住促進住宅の2種類を整備しています。入居申込資格や所得制 限などの要件があります。入居の募集は広報紙等で随時行っています。

●公営住宅

団地名	住所	戸 数
戸田	九戸村大字戸田 15-6-16	7
第2戸田	九戸村大字戸田 13-69-1	10
山 根	九戸村大字山根 5-92-1	5
荒 谷	九戸村大字荒谷 14-31-1	10
川向	九戸村大字伊保内 19-15-2	12
第2川向	九戸村大字伊保内 15-7-2	12
小 倉	九戸村大字小倉 7-23	7
第2小倉	九戸村大字小倉 5-18	10
長興寺	九戸村大字長興寺 3-57-1	18
江刺家	九戸村大字江刺家 10-46-1	10

• 入居資格

- ①現に同居し、又は同居しようとする親族があること(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む)
- ②現に住宅に困窮していること
- ③政令で定める収入基準に適合していること
- ④国税・地方税を滞納していないこと
- ※家賃は入居世帯員の所得および世帯員構成により決定されます

●若者定住促進住宅

村では地域の活性化対策として、若者の定住を促進するため、若者を対象とした定住促進住宅を整備しています。

団地	也名	住所	戸数	団地名	住所	戸数
戸	田	九戸村大字戸田 13-69-1	3	江刺家	九戸村大字江刺家 7-5-5	6
南	Ш	九戸村大字伊保内 24-1-4	2	山 根	九戸村大字山根 5-92-1	5
円	田	九戸村大字伊保内 24-11-8	2	長興寺	九戸村大字長興寺 8-17-3	10

• 入居資格

- ①現に同居し、または同居しようとする親族があり、44歳以下の者で構成する世帯であること (婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む)
- ②将来にわたり九戸村に居住する者であること
- ③国税・地方税を滞納していないこと
- ④自ら居住するための住宅を必要とする方
- ⑤定められた家賃及び敷金を支払う能力がある方 ※家賃は世帯員構成により決定されます

◎建築物を建築するときは【IJU 戦略室定住環境係 ☎42-2111 (内線 214)】

建築物の計画が建築基準関係規定に適合するものであるか確認を受け、確認済証の交付を受けなければなりませんので、工事着工前に確認の申請書を提出してください。

◎道水路の区域内で工事をするときは【地域整備課地域整備係 ☎42-2111 (内線 282)】

道路に水道管などを埋設するときや、宅地への乗り入れのために歩道を切り下げるとき、水路に側溝を入れるときなど、道路、水路の区域内で工事をするときは許可が必要です。

◎除雪作業にご理解とご協力を【地域整備課地域整備係 ☎42-2111 (内線 282)】

村では冬の安全な交通の確保を目指し、概ね積雪10センチを目途に除雪作業を行います。除雪作業は①バス路線②児童生徒の通学路③幹線道路④その他の道路の順番で行います。自宅前や身近な道路、歩道、消火栓の周囲などは、各地区または隣近所で協力しあって除雪するようご理解とご協力をお願いいたします。

9 交通安全・救急・火災予防・防犯

◎交通安全【総務課地域防災係 ☎42-2111 (内線 168)】

●交通災害共済への加入

皆さんが少しずつ掛け金を出し合い、交通事故で死亡したり、ケガをしたとき、被災者やその家族に素早く救済の手を差し伸べる「みんなのための」相互共済制度があります。掛け金は年額1人400円です。総務課地域防災係にお申込みください。

◎火災が発生したら【119番】

火災が発生したら、すぐ消防署(119番)に通報してください。場所と目標をはっきり落ち着いて話ししましょう。また、近所にも大声で知らせてください。119番に通報しないうちに火災が消えたときも消防署(119番)に通報してください。火事・救急・救助は局番なしの119番。

◎救急車の要請【119番】

交通事故、傷害事故などの負傷者や急病人が出たときは、すぐに消防署(119番)へ。場所と近くの目標、事故内容など詳しくはっきりと話してください。

◎予防に関する相談や届出【二戸消防署九戸分署 ☎42-3119】

●予防業務に関する相談

建築相談、危険物の貯蔵・取扱いの相談、消防用設備などの設置の相談は消防署九戸分署へお問い合わせください。

●火災予防の届出

火災と紛らわしい煙などを発するたき火などは、事前に消防署九戸分署へ届け出てください。

○その他【二戸消防署九戸分署 ☎42-3119】

●り災証明について

火災保険の請求に必要な「り災証明書」の発行を希望される方は、あらかじめ九戸分署へお問い合わせください。

○防犯灯【総務課地域防災係 ☎42-2111 (内線 168)】

●防犯灯が消えているときは

防犯灯が消えているとき、壊れて修繕が必要なとき、新たに設置が必要なときは、その地区の自治 会長に連絡してください。

10 避難場所

◎村内の避難場所【総務課地域防災係 ☎42-2111 (内線 173)】

災害時等の避難場所は下記のとおりです。いざというときに備えて、最寄りの避難場所と経路を確認しておきましょう。)

●指定緊急避難場所一覧(災害時の危険を回避するために一時的に避難する場所)

No.	施設・場所名	住所	対象	対象とする異常な現象の種類			指避所の複	定難と重	備考	
			洪水	土砂災害	地震	大規 模な 火事	内水 氾濫			
1	宇堂口地区農村婦人 の家	九戸村戸田 5- 26-1	0	0	0	0	0			
2	泥ノ木集落センター	九戸村戸田 21- 49-5	0	0	\circ	0	0			
3	平内公民館	九戸村戸田 21- 153-4	0			0	0			
4	妻ノ神集落センター	九戸村戸田 19- 204-2	0		0	0	0			
5	戸田地区コミュニティ消防センター	九戸村戸田 16- 115-5	0	0	0	0	0			
6	九戸村老人福祉セン ター	九戸村戸田 17- 39	0	0	0	0	0			福祉避 難所指 定
7	戸田保育園	九戸村戸田 13- 69-1	0	0	0	0	0			
8	戸田舘の下生活改善 センター	九戸村戸田 11- 68		0		0				
9	山根集落センター	九戸村山根 5- 107	0		0	0	0			
10	九戸村学校給食セン ター	九戸村山根 5-95	0	0	0	0	0			
11	荒谷桂藤会館	九戸村荒谷 7-18		0	\circ	0				
12	ふるさとの館	九戸村伊保内 18-91-3	0	0	0	0	0			
13	二ツ家公民館	九戸村伊保内 1- 40-4	0	0	0	0	0			
14	伊保内ふれあい会館	九戸村伊保内 12-49-1	0	0		0	0			
15	伊保内保育園	九戸村伊保内 2- 61-1	0	0	0	0	0			

注車場 九戸村伊保内 3- 20-4 会館 九戸村大字伊保 内 11-48-1 をざね館 九戸村伊保内 11-47-1 局 九戸村伊保内 11-6-1 九戸村伊保内 20-46-2 ミュニテ 九戸村伊保内 7- 10-14-1 小会館 九戸村小倉 2- ○ ○ ○ ○	
九戸村大字伊保	
内 11-48-1	
A ごね館 九戸村伊保内 11-47-1 場 九戸村伊保内 11-6-1 九戸村伊保内 20-46-2 ミュニテ 九戸村伊保内 7- 10-14-1 小会館 九戸村小倉 2- 0 0 0<	
11-47-1	
 九戸村伊保内	
11-6-1 九戸村伊保内 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	
 九戸村伊保内 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	
20-46-2 ミュニテ 九戸村伊保内 7- 10-14-1 小会館 九戸村小倉 2- ○ ○ ○ ○ ○	
ミュニテ 九戸村伊保内 ○ ○ ○ 7- 10-14-1 ○ ○ ○ ○ N会館 九戸村小倉 2- ○ ○ ○ ○ ○	
7- 10-14-1 N会館 九戸村小倉 2-	
N会館 九戸村小倉 2- ○ ○ ○ ○ ○	
10-2	
九戸村長興寺 8- ○ ○ ○ ○ ○	
33	
15-66-173	
17-33-5	
67-2	
67-2 クリーン 九戸村大字江刺 ○ ○ ○ ○ ○ ○	
落センタ 九戸村長興寺 5- 105-1	

●指定避難場所一覧(災害によって短期間の避難生活を余儀なくされた場合に、避難生活を行う施設)

NO	施 設 名	所 在 地	管理担当 連絡先	想定収容人数 (人)
1	旧字堂口小学校体育館	九戸村大字戸田3-70	0195-42-2111	380
2	戸田小学校体育館	九戸村大字戸田16-74-4	0195-43-2211	340
3	山根小学校体育館	九戸村大字山根10-3-4	0195-43-2212	400
4	九戸中学校体育館	九戸村大字山根10-3	0195-43-2121	480
5	伊保内小学校体育館	九戸村大字伊保内7-10-1	0195-42-2201	480
6	九戸村公民館開発ホール	九戸村大字伊保内10-11-6	0195-42-2111	170
7	九戸村体育センター	九戸村大字伊保内25-94	0195-42-2177	580
8	長興寺小学校体育館	九戸村大字長興寺8-49	0195-42-2202	400
9	江刺家小学校体育館	九戸村大字江刺家10-125-2	0195-42-2203	400

11 保健・健康診査・各種がん検診

◎健康に関する相談・手続き【保健福祉課保健衛生係 ☎42-2111 (内線 121)】

●妊娠した時

母子健康手帳は、妊娠・出産からお子さんが成人するまでの母子の健康状態を記録するものです。妊娠と診断を受けたら、必ず届け出をし、母子健康手帳の交付を受けてください。

●乳幼児の健康診査

乳幼児の健やかな成長を願い、発育・発達に応じた健診や歯科健診を行っています。日程場所などについては、個人通知でお知らせします。

●定期の予防接種

村民の皆さんを感染症から守るため、各種予防接種を実施しています。日程や接種方法など詳しくは、個人通知や広報紙でお知らせします。

種類	接種対象者	通知方法
四種混合 Hib ワクチン 小児肺炎球菌 B型肝炎 ロタウィルス BCG 水痘	乳幼児	個人通知
日本脳炎	1期 3歳~7歳 2期 小4	個人通知
二種混合	小学6年生	個人通知
麻しん風しん	・ 1 ~ 2 歳児 ・ 5 ~ 6 歳児(就学前の 1 年間)	個人通知
子宮頸がんワクチン	中学校1年生~高校1年生女子	個人通知
インフルエンザ	 ・6か月~18歳以下(高校3年生相当) ・65歳以上の者 ・60~64歳までの身体障害者手帳 1級程度の者(心臓・腎臓・呼吸器の機能障害を有する者、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害を有する者) ・妊婦 	全戸配布チラシ 行政連絡員配布
成人用肺炎球菌	65歳以上の5歳刻みの者(100歳まで)	個人通知・広報

●各種健康教室

健康づくりのための料理講習会や運動教室をはじめ各種健康教室を開催しています。日程等は広報紙などでお知らせします。

●精神障がい者の各種相談・申請など

自立支援医療や精神障がい者手帳の交付申請を受け付けます。本人、ご家族などの来所、電話による相談も随時受け付けております。

●健康相談・家庭訪問指導

村民の皆さんの健康相談を行っています。日程は広報紙などでお知らせします。また、必要に応じて保健師が家庭訪問を行い、健康の相談に応じています。訪問指導を希望する方は、ご相談ください。

◎健康診査・各種がん検診【保健福祉課保健衛生係 ☎42-2111 (内線 122)】

生活習慣病の予防と早期発見を目的として、結核健康診断、基本健康診査及び各種がん検診を実施しています。検診の日程など詳しくは、広報紙などでお知らせします。

[各種健康診查・検査]

健診名	対象者	個人負担
特定健康診査	39~74歳の国保加入者 (対象者全員に受診票、受診券配布)	無料
後期高齢者健康診査	75歳以上の後期高齢者医療制度加入者 (対象者全員に受診票、受診券配布)	無料
若者健康診査	19~38歳の希望者 (申込者に受診票配布)	1,000 円 (住民税非課税世帯は無料)
肝炎ウイルス検査	40、45、50、55、60、65、 70歳の希望者(特定健診受診の際申込)	無料
結核健康診断	6 5歳以上(対象者全員に受診票配布)	無料
骨粗しょう症予防検診	40歳~70歳の5歳刻みの女性 のうち希望者	500 円 (住民税非課税世帯は無料)

[各種がん検診]

検診名	対 象 者	個人負担
胃がん検診	40歳以上(申込者に受検票配布)	1,300 円 住民税非課税世帯、 7 O歳以上は無料
大腸がん検診	40歳以上(申込者に受検票配布)	500 円 住民税非課税世帯、 7 O歳以上は無料
乳がん検診	40歳以上の女性(申込者に受検票配布)	30~39歳:2,400円 40~49歳:2,500円 50~64歳:1,500円 65歳以上:1,300円 (住民税非課税世帯及び 70歳以上は無料)
子宮がん検診	20歳以上の女性(申込者に受検票配布)	1,200 円 (住民税非課税世帯及び 7 O歳以上は無料)
肺がん検診	40~64歳(申込者に受検票配布)	500 円 (住民税非課税世帯は無料)
前立腺がん検診	51、56、61、66、71歳の男性希 望者(特定健診受診の際申込)	500 円

◎人間ドック利用支援【保健福祉課保健衛生係 ☎42-2111 (内線 121)】

- ●39歳以上の村民が「人間ドック」を利用した場合、利用料の2分の1(限度額20,00円)を補助します。補助回数は2か年度に1回となります。
- ●当該年度に56歳を迎える方が「人間ドック」を利用した場合、利用料の全額を補助します。(村実施の人間ドックに限ります。)

12 国 保

◎国民健康保険(国保)【税務住民課国保住民係 ☎42-2111(内線 212)】

職場の健康保険、船員保険、官公庁の共済組合などの加入者とその被扶養者及び後期高齢者医療保険制度の加入者、生活保護を受けている方以外のすべての方は、国保に加入しなければなりません。国保に加入するとき、脱退するとき、住所などに変更があるときの届出は、14日以内に必ず行ってください。届出には、保険証(被保険者証)、健康保険等資格取得・喪失証明書などが必要です。

●国保の届出は14日以内に

・国保に入るとき

どんなとき	持参するもの
転入してきたとき	転出証明書
職場などの健康保険をやめたとき	職場などの健康保険を喪失した証明書
生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知
子どもが生まれたとき	親の保険証、母子健康手帳

国保をやめるとき

どんなとき	持参するもの
転出するとき	保険証
職場などの健康保険に入ったとき	両方の保険証(国保と加入した健康保険)または、健康保
	険に加入した証明書
生活保護を受けるとき	保険証、保護開始決定通知書
死亡したとき	保険証、死亡を証明するもの

●高齢受給者証(70~74歳の人に交付)

国民健康保険に加入している人で、新たに70歳になった人には「国民健康保険高齢受給者証一体型保険証」が交付されます。70歳になった翌月(1日生まれの人は当月)の診療から使用できます。

◎国保の保険給付【税務住民課国保住民係 ☎42-2111 (内線 212)】

被保険者が病気やけがで治療を受けたときは、その費用の一部を国保が負担します。国保の医療機関窓口での自己負担は下記のとおりです。

・国保の一部負担金の割合

未就学児(義務教育就学前)	2割
その他一般	3割
70歳以上~75歳未満	2割
	一定額以上所得者は3割

●療養費の支給

やむを得ず、国民健康保険証を提示しないで治療を受けたときは、病院等の領収書などを添えて申請すれば、後日差額分(国保負担分)が支給されます。

・療養費払いされる場合

療養費払いされる事由	申請に必要なもの
急病やケガなどやむを得ず保険証を持たずに治療を受 けたり、国保を取り扱っていない医者にかかった場合	診療内容明細、領収書、保険証
医師が治療上、コルセットなど補装具が必要と認めた	補装具を必要とした医師の証明書、領収
場合	書、保険証
医師が治療上、はり、きゅう、マッサージが必要と認	医師の同意書、施術内容と費用が分かる
めた場合	領収書、保険証
骨折、ねんざなどで国保を扱っていない柔道整復師の	医師の同意書(骨折、脱臼の場合)、施
施術を受けた場合	術内容と費用が分かる領収書、保険証
生血を第三者から輸血した場合	医師の理由書か診断書、輸血用生血受領 証明書、血液提供者の領収書、保険証

○高額医療費の支給 【税務住民課国保住民係 ☎42-2111 (内線 212)】

一定額を超える高額の一部負担金(自己負担額)を支払った場合は、申請すると、一定額から超えた分が後から払い戻されます。また、70歳未満の人が入院するとき、あらかじめ限度額適用認定証の交付を受けると、入院時の支払いが自己負担限度額までとなります。

・70歳未満の高額療養費

			入院時食事代	
所得区分	自己負担限度額	4回目から	入院期間	1食当
基礎控除後の所得が 901万円を超える世 帯	252,600 円+ (医療費総額-842,000 円) ×1%	140, 100 円	入院期間に 係らず	460 円
基礎控除後の所得が 600 万円を超え、 901 万円を超えない	167,400 円+ (医療費総額-558,000 円) ×1%	93,000 円	入院期間に 係らず	460 円
基礎控除後の所得が 210万円を超え、 600万円を超えない	80,100 円+ (医療費総額-267,000 円) ×1%	44, 400 円	入院期間に 係らず	460 円
基礎控除後の所得が 210万円を超えない 世帯	57, 600 円	44, 400 円	入院期間に 係らず	460 円
村民税非課税世帯	35, 400 円	24,600 円	90 日まで 91 日以上	210 円 160 円

・70歳以上75歳未満の方

	自己負担限度額		
所得区分	外来(個人単位)	外来 + 入院(世帯単位)	
現役並みⅢ	· ·	252,600円+(医療費-842,000円)×1% <140,100円> ※1	
現役並みⅡ	167,400円+(医療費-558,000円)×1% <93,000円> ※1		
現役並み I	80,100円+(医療費-267,000円)×1% <44,400円> ※1		
一般	18,000円	57,600円<44,400円>	
低所得者Ⅱ※2	8,000円 24,600円		
低所得者 I ※ 3	8,000円	15,000円	

- ※1 <>内の金額は過去12カ月に3回以上高額療養費の支給を受けた場合の4回目以降の限度額です。
- ※2 低所得Ⅱは世帯主及び国民健康保険加入者全員が村民税非課税世帯の方。
- ※3 低所得 I は世帯主及び国民健康保険加入者全員が村民税非課税で、世帯員の各所得が 0 円なる方。

○出産育児一時金の支給【税務住民課国保住民係 ☎42-2111 (内線 212)】

国民健康保険の被保険者が出産したときは、出産育児一時金が支給されます。支給額は出産児 1 人につき4 2 万円です。妊娠8 5 日以上の流産や死産の場合にも支給されます。原則として国民健康保険から医療機関に直接支払います。出産費用が支給額を下回り、差額が発生したり、医療機関への直接支払いを希望しない場合は、役場窓口に連絡し、必要書類を確認のうえ申請してください。

<mark>◎葬祭費の支給</mark>【税務住民課国保住民係 **☎**42-2111(内線 212)】

国民健康保険加入者が亡くなると、申請により葬祭執行者に葬祭費が支給されます。 支給額は、3万円です。

◎交通事故と国保 【税務住民課国保住民係 ☎42-2111 (内線 212)】

交通事故による治療は、加害者が損害賠償として負担するのが原則です。もし、保険証を使用したいときは、国保に必ず届け出てください。村が保険給付した額を被害者に代わって加害者側に請求します。

13 村の医療費助成

○医療費の給付等【税務住民課国保住民係 ☎42-2111 (内線 212)】

●医療費助成制度

子ども・妊産婦・重度心身障害者、ひとり親家庭、老人(68歳~69歳、73歳~74歳)、寡婦、小学生から高校生までの児童生徒などに対する医療費の給付制度があります。役場税務住民課国保住民係窓口に医療機関などの領収書を持参し、申請願います。(子ども、小学生、中学生、妊産婦については、現物給付となり窓口での自己負担の支払いはありません)

区 分	対 象 者
子ども	出生の日から12歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者
妊産婦	妊娠5か月の初日から出産の翌月末日までの方
重度心身障害者 (児)	①身体障害者手帳の1級・2級の方 ②特別児童扶養手当1級の方 ③障害者基礎年金の1級の方 ④療育手帳Aの方
ひとり親家族	①配偶者のない方で、18歳未満の児童を扶養する方及びその扶養を受ける 18歳未満の児童 ②父母のいない18歳未満の児童 ※18歳未満の児童とは、18歳に達する年度の3月末日までの方のことで す
村単老人	68、69歳と73、74歳の方で、後期高齢者医療保険制度に加入していない方。ただし、九戸村以外の医療機関の外来については、対象となりませんので、ご留意ください。
小学生 中学生 高校生世代	小学生、中学生、高校生世代の方に対して、村単独で医療費を助成しています。 高校生世代の方は受給者証はありませんので、役場税務住民課国保住民係窓 口に医療機関などの領収書を持参してください。
寡婦	70歳到達月までの配偶者のない方で、かつて配偶者のない者として18歳 未満の方を扶養していたことのある方。

- ※1) いずれの場合も食事療養標準負担額に対しての給付はありません。
- ※2) 現物給付対象者以外の重度心身障害者(児)、ひとり親家族で、所得による制限を超過している場合には、受給者証は交付されませんが、役場税務住民課国保住民係窓口に医療機関などの領収書を持参して申請すれば、自己負担額が補助されます。
- ※3)子ども、小学生、中学生、妊産婦については、窓口負担はありません。

●医療費の貸付制度

村が行っている医療費助成事業の受給者の方に、医療費の一部負担金相当額の支払いが困難な場合に、 その資金を無利子で貸し付けます。

14 後期高齢者医療

○後期高齢者医療制度【税務住民課税務徴収係 ☎42-2111 (内線 222・223)】

75歳以上の方と一定以上の障がいのある65歳以上75歳未満の方(岩手県後期高齢者医療広域連合の認定を受ける必要があります)は、国民健康保険や社会保険等から脱退し、「後期高齢者医療制度」で医療機関にかかることになります。加入日は75歳の誕生日からとなります。医療機関などで受診される際は、必ず後期高齢者医療制度被保険者証を提示してください。

●65歳以上の被保険者における「一定以上の障がい」とは

手帳の名称等	障がいの程度
国民年金法における障害年金	1級及び2級
精神障害者保健福祉手帳	1級及び2級
療育手帳	A
身体障害者手帳	1級、2級、3級及び4級の一部

●後期高齢者医療の被保険者の方は、被保険者証(保険証)を提示して受診し、医療費の1割(現役並み所得者は3割)を自己負担することになります。

●自己負担割合

自己負担割合	所得区分	備 考
	現役並みⅢ	課税所得690万円以上
3割	現役並みⅡ	課税所得380万円以上
	現役並み I	課税所得145万円以上
2割	一般Ⅱ	課税所得28万円以上
	一般	現役並み(Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ)、低所得者(Ⅰ、Ⅱ)以外の方
	低所得者Ⅱ	世帯全員が村民税非課税の方(低所得者I以外の方)
1割	低所得者 I	世帯の全員が村民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除(年金の所得は控除額を80万円として計算)を差し引いたときに0円となる方

※課税所得とは、村民税の課税所得であり、世帯内の被保険者のうち最も高い方の課税所得で判定します。

※昭和20年1月2日以降生まれの被保険者やその方と同じ世帯の被保険者は村民税の課税所得が145万円以上であっても「基礎控除後の総所得金額等」の合計額が210万円以下であれば自己負担割合が1割になります。

※課税所得が145万円以上であっても、年収が次の条件に該当する場合は、市町村の担当窓口に申請し、広域連合が認めた場合、自己負担割合が1割となります。

- ①同じ世帯に被保険者が1人で、収入が383万円未満
- ②同じ世帯に被保険者が複数で、収入の合計が520万未満
- ③同じ世帯に被保険者が 1 人で、収入が 3 8 3 万円以上でも、 7 0 ~ 7 4 歳の方がいる場合は、その方の収入を合わせて 5 2 0 万円未満

●入院時の負担

(1) 一般病床に入院したときの入院時食事代の標準負担額(1食あたり)

所 得 区 分		標準負担額	
現役並み所得者 一般		460円	
	90日までの入院	210円	
低所得者Ⅱ	過去12か月で90日を 超える入院	160円	
低所得者 I		100円	

(2) 療養病床に入院したとき

所得区分	1 食当たりの食費	1日当たりの居住費
現役並み所得者 一般	460円	370円
低所得者Ⅱ	210円	370円
低所得者 I	130円	370円
老齢福祉年金受給者	100円	0円

(1) 一般病床に入院したとき及び(2) 療養病床に入院したときにおいて、低所得者 $I \cdot II$ の方は、入院の際に「限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要になりますので、役場税務住民課窓口に申請してください。

●高額療養費の支給

1か月(同じ月内)の医療費の自己負担額が下記の限度額を超えた場合、申請して認められると限度額を超えた分が高額療養費として支給されます。一度申請いただくと次回からは自動で指定の口座に振り込みます。

7 L V A 7 0			
	自己負担限度額		
所得区分	外来(個人単位)	外来 + 入院(世帯単位)	
現役並みⅢ	252,600円+(医療費-842,000円)×1% <140,100円> ※1		
現役並みⅡ	167,400円+(医療費-558,000円)×1% <93,000円> ※1		
現役並み I	80,100円+(医療費-267,000円)×1% <44,400円> ※1		
一般Ⅱ	180,000 円または (6,000 円+ (医療費-30,000 円) ×10%) の低い方 ※2※3		
一般 I	18,000円※2 57,600円<44,400円>		
低所得者Ⅱ	8,000円 24,600円		
低所得者 I	8,000円 15,000円		

^{※1} 直近12か月の間に外来+入院の限度額を超えた支給が4回以上あった場合、4回目からは< >内の金額。

^{※2} 自己負担額の年間(8月1日から翌年7月31日までの間)の合計額に対して144,000円の限度額を設けます。

^{※3} 令和7年10月1日以降は18,000円

●高額介護合算療養制度(医療と介護の自己負担合算後の限度額)

1年間(毎年8月〜翌年7月まで)における後期高齢者医療保険と介護保険の自己負担額を合計し、 基準額を超えた場合に、超えた金額を払い戻し、負担を軽減します。入院時の食事代や保険が適用され ない差額ベッド代などは含みません。

・医療と介護の自己負担合算後の限度額

所得区分	後期高齢者医療+介護保険の限度額
現役並みⅢ	2, 120, 000円
現役並みⅡ	1,410,000円
現役並み I	670,000円
一般	560,000円
低所得者Ⅱ	310,000円
低所得者 I	190,000円

●保険料の算定方法

保険料は被保険者均等割(応益割)と所得割(応能割)に分けられます。保険料は医療費の給付などの状況から、2年ごとに見直しされます。保険料額は、年額660,000円が限度額となります。

・ 岩手県の保険料

令和4年度・5年	度の保険料率
被保険者均等割額	所得割率
40,900円	7.36%

所得割額= (前年の総所得金額等-基礎控除額:430,000円)×7.36%

●保険料の軽減

①所得が少ない方への軽減

世帯(世帯主と被保険者)の所得に応じて、均等割額が軽減されます。65歳以上の方の公的年金所得については、その所得からさらに高齢者特別控除15万円を差し引いた額で判断します。

・均等割額の軽減

世帯(世帯主と被保険者)の総所得金額等	軽減割合	均等割軽減額
基礎控除額(43万円)+10万円×(年金・給与所得者数(※)-1)を超えない世帯	7割	28,630円
基礎控除額(43万円)+10万円×(年金・給与所得者数(※)-1) +28.5万円×(被保険者数)を超えない世帯	5割	20,450円
基礎控除額(43万円)+10万円×(年金・給与所得者数(※)-1) +52万円×(被保険者数)を超えない世帯	2割	8, 180円

※年金・給与所得者の数(世帯主及び被保険者のうち、以下いずれかに該当する人の数)

- ・給与収入が55万円を超える方(専従者給与は含まない)
- ・前年12月31日現在65歳未満で、公的年金等収入額が60万円を超える方
- ・前年12月31日現在65歳以上で、公的年金等収入額が125万円を超える方

②被用者保険の被扶養者の方への特例

後期高齢者医療制度に加入する前日まで、会社の健康保険などの被扶養者だった方は、後期高齢者医療の資格取得後2年を経過する月まで、均等割額が5割軽減されます。所得割額はかかりません。 ※国保、国保組合に加入していた方は該当しません。

15 体調が悪くなったとき

◎体調が悪くなったときは・・・

●二戸病院附属九戸地域診療センター

診療科、診療時間は、二戸病院附属九戸地域診療センター (**2** 42-2151) にお尋ねください。 対応できるのは、検査やレントゲン撮影、入院の必要がない患者さんの場合です。救急車を利用しな ければならないような場合は、二戸病院へ直接受診していただく体制になっています。

●二戸・軽米病院へのタクシーの無料利用

九戸地域診療センターでは、同センターを受診し、紹介により入院が必要になった患者さんとその家族に対し二戸あるいは軽米病院までのタクシーの無料券を交付します。詳しくは九戸地域診療センター (**番** 42-2151) にお尋ねください。

●休日当番医·休日当番歯科医

休日に具合が悪くなったときは、休日当番医・休日当番歯科医を利用しましょう。休日当番医・休日当番歯科医については、二戸地区の医院、歯科医院で対応しています。休日当番医・休日当番歯科医は毎月広報紙でお知らせしておりますので、ご確認ください。また、最後のページ に二戸地区医療機関一覧を掲載しておりますので、ご利用ください。

●こども救急相談電話(☎ 019-690-9000 もしくは局番なしの#8000)

夜間に子どもの具合が悪くなったときは、「こども救急相談電話」に相談しましょう。電話で子どもの病気や事故のことが相談できる窓口です。経験豊かな看護師がアドバイスします。(年中無休/午後7時から午後11時まで)

16 福祉

○福祉【保健福祉課地域福祉係 ☎42-2111 (内線 170、174、202、203)】

●各種相談

障害のある方、お年寄り、母子家庭、生活保護に関することなど福祉の増進のため各種相談や援助を 行っています。民生委員や社会福祉協議会などと連携を図り、広く村民福祉の充実に努めておりますの で、お気軽にご相談ください。

●災害弔慰金制度

豪雨などの自然災害により死亡した村民の遺族に対する災害弔慰金の支給や、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた村民に、災害障害見舞金の支給や災害援護資金の貸付制度があります。

●母子(寡婦)福祉資金貸付

母子家庭の母の経済的な自立や児童の就学などで資金が必要になったとき、資金の貸付制度があります。

●児童虐待・障がい者への虐待や差別に関すること 家庭内暴力 保健福祉課地域福祉係が窓口になっていますので、お気軽にご相談ください。

●児童手当

児童を養育している家庭の生活安定と、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資するための支給される手当です。

対象	支 給 額
0~3歳未満 (一律)	15,000円
3歳以上小学校修了前(第1・2子)	10,000円
3歳以上小学校修了前(第3子)	15,000円
中学生(一律)	10,000円

(平成24年度から所得制限あり)

●児童扶養手当・特別児童扶養手当

• 児童扶養手当

ひとり親家庭及び父親あるいは母親が法律に定める疾病の状態にある家庭で、18歳未満の児童を養育している方に支給される手当です。(所得制限あり)

• 特別児童扶養手当

障害のある20歳未満の児童を家庭で養育している方に支給される手当です。(所得制限あり) ※詳しくは保健福祉課地域福祉係へお問い合わせください。

◎身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳の交付

【保健福祉課地域福祉係·☎ 42-2111 内線 174】

身体に障害があるため日常生活や社会生活に制約を受けている方は、身体障害者手帳の交付を、知的 障害がある方は療育手帳の交付を、また精神障害のある方は精神保健福祉手帳の交付を受けることがで きます。さまざまな障害サービスや制度を利用するためには各手帳が必要です。

①身体障害者手帳

身体障害の程度を証明する手帳を、身体障害者福祉法に基づき交付します。この手帳は、各種サービスを受けるときに必要となる手帳です。サービスの内容は、障害の程度のより異なる場合があります。

- ◆対象者 視覚、聴覚・平衡機能、音声・言語・そしゃく機能、肢体不自由(上肢、下肢、体幹、 脳原性運動機能)、心臓機能、腎臓機能、呼吸器機能、膀胱・直腸機能、小腸機能、免疫機能、肝臓 機能に永続する障害が認められる方
- ◆程 度 区 分 障害の程度により1級から6級までに区分されます。
- ◆手 続 き 等 所定の「身体障害者診断書」が保健福祉課地域福祉係にありますので、指定医師に診断書を作成してもらい、印鑑、写真(縦4cm×横3cmの上半身のもの)を持参のうえ、申請してください。

②療育手帳

知的障害の程度を証明する手帳を、療育手帳制度(国の制度)に基づき交付します。この手帳は、各種福祉サービスを受けるときに必要となる手帳です。サービスの内容は、障害の程度により異なる場合があります。

- ◆程度区分 障害の程度は、A (重度) とB (中程度) があります。
- ◆手続き等 岩手県福祉総合相談センター(盛岡市本町通 3-19-1 ☎019-629-9613)で判定しますので、村の窓口を通じて、または直接電話で予約してください。盛岡市まで行けない方は、巡回相談がありますので、保健福祉課地域福祉係に聞いて予約してください。判定後は、保健福祉課地域福祉係へ印鑑、写真(縦4cm×横3cmの上半身のもの)を持参のうえ申請してください。手帳取得後は、障害の程度を確認するため、再判定が必要となる場合があります。再判定の時期は手帳に記載されています。

③精神保健福祉手帳

精神障害の程度を証明する手帳を、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき交付します。 この手帳は、各種福祉サービスを受けるときに必要となる手帳です。サービスの内容は、障害の程度に より異なる場合があります。

- ◆程度区分 障害の程度により1級から3級までに区分されます。
- ◆手続き等 所定の診断書が精神科医院または保健福祉課地域福祉係にありますので、医師に作成してもらい、印鑑、写真(縦4 c m×横3 c mの上半身のもの)を持参のうえ申請してください。障害年金を受けている方は診断書を取らずに申請することもできます。
- ※精神保健福祉手帳の手続きは保健センターでも出来ます。

【注意事項】次の場合は届出が必要になります。

- ・住所や氏名が変わったとき
- ・保護者の氏名または住所が変わったとき
- ・他市町村へ転出するとき
- ・他市町村から転入してきたとき
- 死亡したとき
- ・手帳を必要としなくなったとき (障害の治癒等)

●特別障害者手当·障害児福祉手当

重度の障害によって、常時介護を必要とする障がい者(児)が家庭で生活している場合に手当を支給 します。

※詳しくは保健福祉課地域福祉係へお問い合わせください。

●在宅重度障害者家族介護慰労手当

家庭で重度障がい者を常時介護している場合には、その介護をしている方に支給されます。 ※福祉サービスを受けていない方に限られます。詳しくは保健福祉課地域福祉係へお問い合わせください。

●在宅酸素療法患者酸素濃縮器使用助成事業

在宅酸素療法を必要とする呼吸器機能障がい者の健康維持と福祉増進のため酸素濃縮器使用のための経費の一部を助成します。詳しいことは保健福祉課地域福祉係にお尋ねください。

●高齢者・障がい者にやさしい住まいづくり推進事業

高齢者や障がい者の自立と介護者の負担軽減のため住宅の改善に要する経費について、交付対象経費の3分の2(40万円が上限)を補助金として交付します。希望される方は、保健福祉課地域福祉係へ事前にご相談ください。

●自動車改造費等助成事業

重度の身体障害者の社会参加及び介護者の負担軽減のため、自動車の改造(購入)に要する経費を補助します。改造(購入)後の申請は受理できませんので事前にご相談ください。

●子どもの発達・障害の相談

子どもの発達・障害についての相談は、保健師と一緒になり相談をお受けします。

●難聴児等補聴器購入助成事業

軽度・中等度の難聴児に対し、言語の獲得やコミュニケーションの向上を促進するため、補聴器購入費用の一部を助成します。

●難聴者補助機購入助成事業

18 歳以上で身体障がい者手帳の交付対象とならない、軽度、中等度の難聴者に対し、補聴器購入費用の一部を助成します。

●タクシー利用費助成事業

岩手県立一戸病院精神科に通院している方、診療受診が必要とされる方、診療受領が必要とされる方に対し、タクシー利用費の一部を助成します。

◎障害福祉サービス・障害児通所支援の利用

【保健福祉課地域福祉係 242-2111 (内線 174)】

障がい者(児)の生活を支援する次のサービスがあります。

	サービス名	内容
住む場所を探し たい	共同生活援助 (グループホーム)	障害のある人が共同生活を行う住居で、相談や食 事、入浴、排せつ等日常生活上の援助を行います。
	居宅介護 (ホームヘルプ)	ヘルパーが家を訪問して、食事、入浴、排せつ等の 支援をします。
	重度訪問介護	身体に重い障害がある人に、ヘルパーが家を訪問して、食事、入浴、排せつ等の支援をします。
居宅生活をサポートしてほしい	行動援護	知的障害や精神障害のため、ひとりでの行動が困難で常に介護が必要な人に、ヘルパーが安心して外出できるよう支援します。
	同行援護	障害のある人の外出時に同行し、視覚的情報の支援 や移動の援護を行います。
	短期入所	介護する人が病気などの場合に、短期間、夜間も含 め支援します。
	生活介護	介護が必要な人に日中、食事、入浴等のお手伝いや 作業の提供をします。
日中活動に参加したい	自立訓練(機能訓練·生 活訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるよう、身体機 能や生活能力向上のための訓練をします。
	就労移行支援	一般就労を希望する人に就労に必要な訓練をします。
	就労継続支援(A型·B型)	一般就労が困難な人に働く場を提供します。
入所しながら 生活したい	施設入所支援	介護が必要な人や通所が困難で、自立訓練または就 労移行支援サービスを利用している人に対して居住 の場を提供し、夜間における日常生活上の支援を行 います。
	児童発達支援	未就学の障害のある児童に、日常生活における基本 的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適 応訓練を行います。
	医療型児童発達支援	未就学で上肢・下肢または体幹の機能に障害のある 児童に児童発達支援及び治療を行います。
障害児通所支援	放課後等デイサービス	就学中の障害のある児童に、授業終了後または休業 日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会と の交流促進等を行います。
	保育所等訪問支援	保育所等に通う障害のある児童に、その施設を訪問 し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行 います。
補装具費の支給		補聴器や義手、義足、車いすなど身体の障害を補う 装具の交付や修理が受けられます。

※サービスを利用したいときは、事前に保健福祉課地域福祉係へご相談ください。

◎地域生活支援事業サービス【保健福祉課地域福祉係 ☎42-2111(内線 174)】

障害福祉サービスとは別に、障がい者の地域における生活を支えるさまざまなサービスがあります。

サービス名	内容
相談支援事業	困ったことや新しいサービスを利用したいときに、村が委託してい る相談支援事業所に相談できます。
日中一時支援事業	介護者の一時的な休息を確保するため、障がい者の日中活動の場を 提供します。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者に、外出のための支援をおこないます。
地域活動支援センター	障がい者が通いながら、創作的な活動や社会との交流促進などさま ざまな活動ができるよう支援する場です。
日常生活用具の給付と貸与	ストマ用装具、頭部保護帽、特殊寝台など日常生活に必要な用具の給付や貸与が受けられます。(障害の種類、等級により対象にならない場合もあります)
意志疎通支援事業	障がいや難病のため、意志疎通を図ることが困難な障がい者等に、 手話通訳者や要約筆記者等の派遣を行います。
成年後見制度利用支援事業	知的障がいや精神障がいにより、判断能力が十分でない方に対し、 成年後見制度の利用を支援します。

◎自立支援医療について【保健福祉課地域福祉係 ☎42-2111(内線 174)】

心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する制度です。利用については、指定自立支援医療機関でのみ利用することができます。自己負担は原則1割で、所得に応じた負担上限額が設定されます。

●育成医療

18歳未満で体に障害や病気があり、放置すると将来体に障害が残る可能性があるが、手術等によって確実な治療の効果が期待できる場合に行われる医療です。対象となる障害や疾患、具体的医療例については保健福祉課地域福祉係へお問い合わせください。

●更生医療

18歳以上の身体障がい者の障害を軽減して日常生活能力、職業能力を回復・維持することを目的として行われる医療です。身体障害者手帳を所持しており、手帳に記載された「障害」に対し手術等の治療により確実な治療効果が見込まれ、身体機能が改善(または維持)する可能性の認められる方が対象となります。対象となる障害と具体的医療例については保健福祉課地域福祉係へお問い合わせください。

●精神通院医療

精神保健福祉法に規定する統合失調症などの精神疾患またはてんかんを有する方で、通院による精神 医療を継続的に必要とする方が対象です。受給者証の交付申請は保健福祉課地域福祉係または保健セン ターで出来ます。

17 保育

○保育園【保健福祉課地域福祉係 ☎42-2111 (内線 202)】

保護者が仕事などにより、昼間児童の保育ができないときに、下記の保育園で保育します。保育料は各家庭の課税状況等に応じて決定されます。通常保育以外に地域の児童福祉の強化を図るために、延長保育、一時保育、障害児保育などの特別保育を行っていますので、お尋ねください。

●保育園一覧

			特	別保育実施の	有無
保育園名	住所	電話番号	延長保育	一時保育	障害児保育
戸田保育園	戸田 13-69-1	43-2315	0	0	0
伊保内保育園	伊保内 2-61-1	42-2208	0	0	0
ひめほたるこども園 (保育園部門)	長興寺 14-33-3	41-1300	0	0	0

●保育料

- ◎ 0歳から就学前までの全ての期間で、保育料が無料になります。併せて、3歳以降の副食費も村内 の保育園を利用した場合は無料となります。
- ・10月1日以降、国の制度では3歳児~就学前の副食費(おかず・おやつ代)は、保育料から切り 離され実質徴収されることになりましたが、その費用について村内の保育園を利用する場合、全額 支援します。
- ◎無償化に伴う保護者の方の手続きは原則として不要です。
- ・保育料については、村の制度による無償 (0歳~2歳児) と国の陛度による無償 (3歳児~就学前) の期間に分かれますが、在園中の方は新たな手続きは必要ありません。(自動的に無償になります)
- ・副食費については、原則保護者の負担はありません。広域入所で他市町村の保育所を利用している 方については、副食費の金額が月額4,500円を超えた場合のみ、その差額が保護者に請求され ます。(園が定める副食費の額によって変わります。)
- ・行事費、教材費などは、これまでどおり保護者の負担になります。
- ・延長保育と一時保育量は無償化の対象になりません。
- ・幼稚園の子どもが、預かり保育を利用する場合、認定手続きを行うことで、無償化の対象となります。申請方法については下記までお問い合わせください。

○放課後児童クラブ【保健福祉課地域福祉係 ☎42-2111 (内線 202)】

学童保育は、小学生を対象に放課後の留守家庭の児童たちの生活を守り、健全育成を図るための場所です。子どもたちは、指導員のもとで放課後遊んだり、勉強したりして過ごします。入所を希望する方は、保健福祉課又は村社会福祉協議会(**2**41-1200)にお申込みください。

名 称	開催場所	住 所	定員
九戸村学童クラブ	伊保内小学校内	伊保内 7-10-1	50人

18 介護保険

◎介護保険【保健福祉課保健衛生係 ☎42-2111 (内線 125、129、186)】

介護保険は、40歳以上の国民がみんなで保険料を出し合い、介護が必要になっても自立した日常生活ができるように、また、家族の負担が軽減されるように備える制度です。介護保険事業は二戸地区広域行政事務組合が運営しています。お問い合わせは、保健福祉課保健衛生係【番42-2111(内線 125)】または二戸地区広域行政事務組合介護保険推進室(番0195-23-7772)へ。

●保険料とその納め方

介護保険制度は、40歳以上の方全員が被保険者(加入者)となって保険料を負担します。 加入や脱退の手続きは、介護保険の資格の取得や喪失の事実が発生した日から自動的に行われますので、 手続きの必要はありません。加入者は次の2種類に分けられ、保険料は所得に応じて9段階に分けられ ています。

被保険者の区分	納付	方 法
①第1号被保険者 (65歳以上の方)	・年金の額が年額18万円(月額 15,000円)以上の方	2か月に1回の年金支給日に、 年金から天引きされます。
	・上記以外の方 ・年度途中で65歳になった方、 転入した方、所得段階の区分が 変わった方	「介護保険料納入通知書」で 金融機関に納めます。納期は 年 8 回 (7、8、9、10、 11、12、1、2月)です。
②第2号被保険者 (40歳から64歳までの方)	保険料は加入している医療保険に加入保険ごとに金額は異なります。 方の場合は、村で定めた計算方法 国民健康保険税に介護保険分を合わります。 職場の健康保険などに加入している組合などが算出した額を健康保険料から差し引かれます。	国民健康保険に加入している により保険料の額が決められ、 つせて世帯主が納めることにな る方の場合は、健康保険、共済

●65歳以上の保険料(65歳以上の方の保険料は所得によって異なります)

所得段階	対象者	負担割合	保険料年額(円)
第1段階	・生活保護受給者の方・老齢福祉年金受給者で世帯全員が村民税非課税の方・世帯全員が村民税非課税で、前年の合計所得金額と公的年金収入額の合計が80万円以下の方	0. 30	24, 100
第2段階	世帯全員が村民税非課税で、前年の合計所得金額と公 的年金収入の合計が80万円を超え120万円以下の方	0.45	36, 200
第3段階	世帯全員が村民税非課税で、前年の合計所得金額と公 的年金収入額の合計が120万円を超える方	0. 70	56, 300
第4段階	村民税課税世帯であるが、本人は村民税非課税であり、前年の合計所得金額と公的年金等収入額の合計額が80万円以下の方	0. 95	76, 500

第5段階	村民税課税世帯であるが、本人は村民税非課税で前年 の合計所得金額と公的年金等収入額の合計額が80万 円を超える方		80, 500
第6段階	本人が村民税課税で、前年の合計所得金額が120万 円未満の方	1. 20	96, 600
第7段階	本人が村民税課税で、前年の合計所得金額が120万 円以上190万円未満の方	1. 25	100, 70
第8段階	本人が村民税課税で、前年の合計所得金額が190万 円以上290万円未満の方	1. 50	120, 800
第9段階	本人が村民税課税で、前年の合計所得金額が290万 円以上の方	1. 70	136, 900

◎介護サービスを利用するときは保健福祉課保健衛生係☎42-2111(内線 125、129、186)】

介護保険による介護サービスが必要になったら、まず要介護認定(寝たきりや認知症などにより サービスを必要とする状態かどうかの認定、要支援1から要介護5までの7段階)申請が必要です。 要介護認定を受ける際は、地域福祉課保健衛生係の窓口にご相談ください。

●介護サービス(要介護1~5の方)の種類と費用のめやす

居宅サービス

サービス	内容	費用(自己負担)
居宅介護支援	相談(介護サービスが受けられるよう支援)	無料
訪問介護	身体介護中心(食事、入浴等) 生活援助中心(掃除、洗濯等)	30 分未満 250 円 45 分未満 183 円
訪問入浴介護	移動入浴車等で訪問し、入浴 介助	1回 1,260 円
訪問リハビリ テーション	リハビリの専門家が訪問し、 リハビリを行います	1回 307円(20分間)
居宅療養管理 指導	医師、薬剤師等が訪問し療養 上の管理・指導を行います	月2回まで 514円
訪問看護	看護師等が訪問し床ずれの手 当や点滴の管理を行います	病院・診療所から 398 円 (30 分未満) 訪問看護ステーションから 470 円 (")
通所介護	デイサービスセンターで、食 事・入浴などの介護や機能訓 練が日帰りで受けられます	要介護 1 655 円 ~ (7 時間以上~9 時間未満) 要介護 5 1,142 円
通所リハビリ テーション	介護老人保健施設や病院診療 所で、日帰りの機能訓練など が受けられます	要介護 1 757 円 ~ (6時間以上~8時間未満) 要介護 5 1,369 円
短期入所生活	介護老人福祉施設などに短期	従来型個室 596 円~874円 (1日あたり)
介護(ショー トステイ)	間入所して、食事、入浴など の介護や機能訓練が受けられ	多床室 596 円~ 874 円 (〃)
	ます	ユニット型(準)個室 696 円~976 円(″)
短期入所療養	介護老人保健施設などに短期	従来型個室 752 円~966 円 (1日あたり)
介護(医療型	間入所して、医療や介護、機	多床室 827 円~1,045 円(″)

ショートステイ)	能訓練が受けられます	ユニット型 (準) 個室 833 円~1,049 円 (")
特定施設入居 者生活介護	有料老人ホームなどで食事、 入浴などの介護や機能訓練が 受けられます	要介護 1 538 円 〜 (1日あたり) 要介護 5 807 円
福祉用具貸与	車イス、床ずれ防止用具など を貸し出します	月々の利用限度額が適用されます
特定福祉用具 購入	腰掛便座、入浴補助用具など の購入	年間 10 万円を限度に利用者負担分を除いた額
住宅改修費支 給	手すりの取り付け、段差の解 消のための改修費	改修費 20 万円を限度に利用者負担分を除いた額

●介護予防サービス(要支援1~2の方)の種類と費用のめやす

サービス	内容	費用(自己負担)
介護予防支 援	相談(介護予防サービスが受けられるよう支援)	無料
介護予防訪	ホームヘルパーが訪問し調理や掃除をな	週1回程度の利用 1,168円
問介護	どを利用者と行い、自分ができることが 増えるよう支援します 	週2回程度の利用 2,335円
介護予防訪 問入浴介護	移動入浴車等で訪問し、利用者のできる 範囲で入浴のお手伝いを行います	852円(1回につき)
介護予防訪問リハビリ テーション	リハビリの専門家が訪問、実施	307円(1回につき)
介護予防居宅療養管理	医師、薬剤師等が訪問し療養上の管理・ 指導を行います	514円 (月2回まで)
介護予防訪問看護	看護師等が訪問し介護予防を目的に療養 上のお世話や必要な診療の補助を行いま	病院・診療所から 381 円 (30 分未満)
	す	訪問看護ステーションから 450 円 (〃)
介護予防通	デイサービスセンターで、食事・入浴な	要支援 1 2,035 円
所介護	どのサービスや生活機能維持向上のため の機能訓練が日帰りで受けられます	~ (1か月あたり) 要支援2 3,377 円
介護予防通	介護老人保健施設や病院診療所で生活機	要支援 1 1,812 円
所リハビリ テーション	能の維持向上のための機能訓練などが日 帰りで受けられます	〜 (1か月あたり) 要支援 2 3,999 円
介護予防短	介護老人福祉施設などに短期間入所して、	従来型個室 446 ~555 円 (1日あたり)
期入所生活 介護	食事、入浴などのサービスや、生活機能維 持向上のための機能訓練が受けられます	多床室 446 ~555 円 (
介護予防短	介護老人保健施設などに短期間入所して、	ユニット型(準)個室 523 ~649 円 (〃) 従来型個室 577 ~721 円 (1日あたり)
期入所療養	医療や介護、機能訓練が受けられます	多床室 610 ~ 768 円 (")
介護		ユニット型(準)個室 621 ~782 円 (〃)

者生活介護 機能訓練が受けられます

介護予防特 有料老人ホームなどで食事、入浴などの 定施設入居 サービスや生活機能の維持向上のための

要支援1 189 円 (1日あたり) 要支援 2 311 円 (")

●地域密着型サービス

サービス	内容	自己負担分
小規模多機能型居宅 介護	通いを中心に利用者の選択 に応じ多機能なサービスが 受けられます	1 3, 436 E1 ~ 0, 946 E1 (1 //3 E)
看護小規模多機能型居 宅介護	小規模多機能型居宅介護と 訪問介護を組み合わせ、一 体的な介護や医療・看護が 受けられる	12,438 円~31,386 円(1 か月)
地域密着型特定施設入居者生活介護	定員が29人以下の小規模な介護専用の優良老人ホーム。食事・入浴・機能訓練サービスを受けられます	542 円~813 円(1 日)
地域密着型介護老人 福祉施設入所者生活 介護	定員が29人以下の小規模な介護老人福祉施設に入所する人が、食事・入浴、機能訓練などのサービスを受けられるます	722 円~942 円(1 日)
認知症対応型通所介護	認知症高齢者が食事や入浴 専門的なケアが日帰りで受 けられます	
認知症対応型共同生活介護	認知症高齢者が共同生活する住宅で、食事・入浴など の介護や支援、機能訓練を 受けられます	748 円~844 円
定期巡回·随時対応 型訪問介護看護	定期巡回と随時対応による 訪問介護と訪問看護を24 時間受けられます	$1.5.091 \mathrm{H} \mathrm{\sim} 25.829 \mathrm{H} \mathrm{(1.034)}$
夜間対応型訪問介護	夜間でも安心して在宅生活が送れるよう巡回や通報システムによる夜間専用の試問介護です	合 1,025円(1か月)
地域密着型通所介護	利用定員が18人以下の小規模な通所介護施設で、日常生活上の世話や機能訓練などが受けられます	750 円~1, 308 円(5~7 時間未満)

※食費・居住費は別途自己負担になります

●在宅でサービスを利用したとき

介護サービスの居宅サービス・介護予防サービスには、要介護度ごとに、月々に利用できる金額に上限が設けられています。限度額の範囲内でサービスを利用したときは、自己負担は1割ですが、限度額を超えてサービスを利用した場合は、超えた分は全額自己負担になります。

・サービスの利用限度額(1か月)

要介護度	利用限度額	自己負担(1割)	自己負担(2割)	自己負担(3割)
要支援1	50, 320 円	5,032 円	10,064 円	15, 096 円
要支援2	105,310 円	10,531 円	21,062 円	31, 593 円
要介護1	167,650 円	16, 765 円	33, 530 円	50, 295 円
要介護2	197,050 円	19,705 円	39, 410 円	59, 115 円
要介護3	270, 480 円	27,048 円	54, 096 円	81, 144 円
要介護4	309, 380 円	30,938 円	61,876 円	92,814 円
要介護 5	362, 170 円	36, 217 円	72, 434 円	108, 651 円

- ※1 施設や住宅に入所して利用するサービスは上記の限度額に含まれません。
- ※2 特定福祉用具購入、居宅介護住宅改修、居宅療養管理指導については、上記の限度額とは別に利 用限度額が設定されています。

●施設サービスを利用したとき

施設サービスを利用したときは、施設サービス費の1割に加え、居住費、食費、日常生活費が自己負担となります。

施設サービ

ス費の1割 + 居住費 + 食費 + 日常生活費 = 自己負担

●1割の自己負担が高額になったとき(高額介護サービス費)

同じ月に利用したサービスの1割の利用者負担の合計が高額になり、ある一定額を超えたときは、超えた分が「高額介護サービス費」として後から給付され、負担が軽くなる仕組みになっています。給付を受けるには、申請が必要です。

・自己負担の限度額(月額)

区分		世帯の限度額	個人の限度額
	生活保護の受給者の方等	15,000 円	15,000 円
	老齢福祉年金受給者の方		15,000 円
世帯全員が村民税	前年の合計所得金額と課税年金収入 額の合計が80万円以下の方等		15,000 円
非課税で	前年の合計所得金額と課税年金収入 額の合計が80万円を超える方等	24,600 円	
村民税課税世帯の方		44, 400 円	
年収 383 万円以上 770 万円未満の方		44, 400 円	
年収 770 万円以上 1, 160 万円未満の方		93,000円	
年収 1, 160 万円以上の方		140, 100 円	

●高額医療・高額介護合算制度

国保同士など同じ医療保険の世帯内で医療と介護の両方を合わせた自己負担が、決められた限度額を500円以上超えた場合、申請すると超えた分が支給され、負担が軽くなります。限度額等については、25ページの高額介護合算療養制度をご覧ください。

◎九戸村内介護施設一覧

●入所による介護サービスを受けたい場合

<高齢者長期入所型介護施設>

地域密着型	特別養護老人ホーム折爪荘	九戸福祉会	☎ 42−4165
地域密着型	特別養護老人ホームおりつめの里	九戸福祉会	☎ 43−3082

<高齢者短期入所型介護施設>

ショートスティおりつめ	九戸福祉会	2 42-4165
-------------	-------	------------------

<認知症対応型共同生活介護施設>

グループホームおりつめ	九戸福祉会	a 42-4111	
-------------	-------	------------------	--

●通所による入浴、食事サービス等を受けたい場合

<デイサービス>

九戸村社会福祉協議会 指定通所介護事業所	九戸村社会福祉協議会	1 41-1200
デイサービスセンターおりつめ	九戸福祉会	☎ 42−4165
デイサービスセンターふぁーすとシート	ふぁーすとシート	8 42-4020
通所介護かすみ	カントリーハウス愛住	8 42-4044

●居宅での家事援助、身体介護等を受けたい場合

<ホームヘルパー>

九戸村社会福祉協議会 指定訪問介護事業所	九戸村社会福祉協議会	क 41-1200
ホームヘルパーステーションおりつめ	九戸福祉会	8 42-4165

●介護サービスを受けるためのケアプラン作成

<居宅介護支援事業所>

九戸村社会福祉協議会 指定居宅介護支援事業所	九戸村社会福祉協議会	8 41-1200
居宅介護支援センターおりつめ	九戸福祉会	☎ 42−4165

●障がい者のための入所施設

< 共同生活介護>

共同生活介護施設ラピュタ	ふぁーすとシート	a 42-4020

●高齢者の相談窓口

高齢者の介護や日常生活でお困りの方は、保健福祉課地域福祉係・保健衛生係、九戸村地域包括支援センター(**3** 42-2111)にお気軽にご相談ください。

●介護保険以外の在宅福祉サービス

介護保険サービスと別に在宅福祉サービスを提供しています。高齢者が寝たきりにならないための予防や、介護する家族の負担を軽減するためのサービスです。九戸村地域包括支援センター**2**42-2111 (内線 125) にお気軽にご相談ください。

• 生きがいデイサービス事業

デイサービスセンターで食事サービスや日常動作訓練などをします。保健福祉課地域福祉係(**☎**42-2111)にお気軽にご相談ください。

• 生活管理指導員派遣

ホームヘルパーが家庭を訪問し、家事の支援、指導など日常生活の手助けをします。保健福祉課地域福祉係(**25**42-2111)にお気軽にご相談ください。

・給食サービス事業

週1回、給食を配達します。九戸村社会福祉協議会(☎ 41-1200) にお気軽にご相談ください

19 国民年金

◎国民年金【税務住民課国保住民係 ☎42-2111 (内線 211~213)】

国民年金は、公的年金制度の土台として全国民共通の基礎年金を支給する制度で、老後に安心できる毎日を送るため、また、万一の時の生活の支えとなるものです。保険料の支払いが困難なときは、未納のままにせず、保険料の免除申請を行ってください。お問い合わせは税務住民課国保住民係(**2** 42 - 211 内線211~213) へ。

●国民年金の被保険者は3種類

日本国内に住所のある20歳以上60歳未満の方は全て加入対象となります。加入する方は、次の3種類に分けられます。

①第1号被保険者

自営業の方、自由業の方、厚生年金などの被用者年金に加入していない方、学生、無職の方。加入手続きや保険料の納付は、ご自身で行わなければなりません。

②第2号被保険者

厚生年金や共済組合に加入している方(会社、役所、学校などに勤めている方)。保険料の納付や加入 手続きは勤務先で行います。

③第3号被保険者

厚生年金などの被用者年金に加入(第2号被保険者)している方の被扶養配偶者。ご自身で保険料の 負担はありませんが、事業主を通して第3号被保険者の届出が必要です。

●任意加入できる方(次の全ての条件を満たす方

- ①日本国内に住所を有する60歳以上65歳未満の方
- ②老齢基礎年金の繰上げ受給を受けていない方
- ③20 歳以上 60 歳未満までの保険料の納付月が 480 月 (40 年) 未満の方
- ④厚生年金に加入していない方
- ⑤日本国籍を有しないで、在留資格が「特定活動(医療滞在)」や「特定活動(観光等を目的とするロングステイ)」で滞在する方ではない方

●次のようなときは必ず届出を

- ①厚生年金や共済組合などを脱退したとき(配偶者を扶養している場合は、配偶者の届出も必要です)
- ②配偶者の扶養からはずれたとき
- ③任意加入するとき

●国民年金から支給されるもの

①老齢基礎年全

保険料を納めた期間と保険料免除期間等を合算した資格期間が10年以上ある方は65歳に達したときに支給されます。(平成29年8月1日より前は資格期間25年以上必要でした。)

②障害基礎年金

病気やけがにより、一定の障害の状態になったときに支給されます。

③遺族基礎年金

加入者が死亡した場合、その人と生計を同じくしていた子 (18歳未満または20歳未満の障害者) のある妻、または子に支給されます。

④寡婦年金

保険料を納めた期間と免除の期間を合算して10年以上ある夫が年金を受けないで死亡した場合、その妻(婚姻期間10年以上)に60歳から65歳になるまで支給されます。

⑤死亡一時金

保険料を3年以上納めた方が年金を受けないで死亡した場合、その方と生計を同じくしていた遺族に 支給されます。

◎老齢基礎年金の繰り上げ支給と繰り下げ支給

【税務住民課国保住民係 ☎42-2111 (内線 211)】

老齢基礎年金は65歳から受け取るのが基本ですが、繰り上げ(早くもらう)と繰り下げ(遅くもらう)の制度があります。繰り上げの場合は、最大で5年間早く受け取ることができます。その代り年金額は繰り上げた月数に、1か月あたり0.4%(昭和37年4月1日以前生まれの方は0.5%)の減額率を乗じた率が減額されます。逆に繰り下げの場合は、最大で10年間支給開始を遅くできます。繰り下げた月数に、1か月あたり0.7%の増額率を乗じた額が加算されて支給されます。繰り上げの場合、一度繰り上げ請求しますと、後で変更できませんし、請求後に障害者になっても障害基礎年金は受けられません。

年金に関するお問い合わせは、日本年金機構二戸年金事務所(☎23-4111)または税務住民課 国保住民係へ。

・老齢基礎年金繰り上げ支給率表

昭和37年4月1日以前生まれの方		昭和37年4月2日以降生まれの方	
受け始める年齢	支給率(%)	受け始める年齢	支給率(%)
6 4 歳	94.0	6 4 歳	9 5. 2
6 3 歳	88.0	6 3 歳	90.4
6 2 歳	82.0	6 2 歳	8 5. 6
6 1 歳	76.0	6 1 歳	80.8
6 0 歳	70.0	6 0 歳	7 0.0

・老齢基礎年金繰り下げ支給率表

	昭和27年4月2日以降生まれの方			
受け始める年齢	支給率(%)	受け始める年齢	支給率(%)	
6 6 歳	108.4	71歳	150.4	
6 7 歳	116.8	7 2 歳	158.8	
68歳	1 2 5. 2	73歳	167.2	
6 9 歳	1 3 3. 6	74歳	175.6	
7 0 歳	1 4 2. 0	75歳	184.0	

※昭和27年4月1日以前生まれの方は、繰り下げ上限年齢が70歳までとなりますので、増減率は最大で42%となります。

20 農地・農業者年金

○農地の権利移動や転用について【農業委員会 ☎42-2111 (内線 253)】

農地(田、畑、採草放牧地)の権利移動や転用を行う場合は、農業委員会又は県知事の許可が必要です。

●農地の移動・転用

農地の移動・転用の内容	農地の移動・転用の要件
権利の設定、移転(農地)・農地 法第3条	取得後農作業に従事すること。取得後耕作面積が10a以上になること
権利の設定、移転(農用地)・ 農 業経営基盤強化促進法	認定農業者、又はあっせん基準に適合する場合
転用 (権利の移動なし)・農地法 第4条	自己所有農地等を農地以外のものにする場合
転用(権利の移動あり)・農地法 第5条	所有者以外の人が農地を、農地以外のものにして利用する場合
農地の賃借権の解除通知・農地 法 第18条	

[※]転用を行おうとする農地が、農業地域振興整備計画の農用地に指定されている場合は、転用手続きの前に、農業地域振興整備計画の農用地から除外する手続きが必要となります。詳しくは、役場産業振興課生産振興係(**公**42-2111内線214)にお尋ねください。

●農業委員会定例会

農業委員会では、毎月1回(予定20日)に定例会を開催しています。農地法の許可申請書の提出期限 は毎月10日、郵送での受け付けはしておりません。

◎農業者年金について

農業委員会は、農業者だけが加入できる農業者の将来を支える年金の、加入や受給等の相談窓口です。

- ・加入資格:農業に従事する60歳未満の方で、国民年金第1号被保険者。農業従事要件は、年間60 日以上。
- ・年金受給:65歳から支給されます。希望により60歳から64歳まで繰り上げ請求できます。80歳までに死亡した場合は、80歳までに受け取る予定であった年金額を、生計を一にする遺族が死亡一時金として受け取ることができます。
- ・保険料:月20,000円から67,000円まで、1,000円刻みで自由に設定できます。
- ・政策支援:認定農業者や青色申告等意欲のある担い手は、国の保険料助成等により負担が軽減されます。

<mark>◎農地を集積し効率的な利用を</mark>【村農業再生協議会 **☎**42-2111(内線 252)】

農地の借り手が見つからない方、農地を借りて経営規模を拡大したい方、農地を集約して作業の効率 化を図りたい方は、村農業再生協議会(☎42-2111内線252)にお問い合わせください。

<mark>◎農地取得の下限面積が10アールに緩和</mark>【農業委員会 **☎**42-2111(内線 253)】

農地を取得する際の下限面積が30aから10aに緩和されました。

21 産業振興

◎農業の担い手育成【産業振興課生産振興係 ☎42-2111(内線 252)】

●新規就農者支援対策事業

村では、新規就農者(研修者)支援対策事業を行い、農業の担い手を応援しています。

- (1) 支援内容
- ①生活費3年間支援(営農研修期間)

研修者1人あたり・・・・・月額13万円

研修者が夫婦2人の場合は上記月額に1.5を乗じて得た額をする

②技術指導及び営農指導

ナインズファームの専任指導員による指導のほか農業短大、農業改良普及センター、農協、先進的な農業経営を行っている農家等の協力をいただき、農作物の栽培、経営管理など、農業経営に必要なノウハウの指導を行います。

③応募資格

新規学卒者、U ターン者等で、独身は概ね40歳以下、既婚者は概ね50歳以下の方。村外から転入の方は、引き続き村内に居住し営農できる方。

※応募条件等がありますので、詳しくは(株)九戸村総合公社($\mathbf{2}$ 42-2111内線 218)または、産業振興課生産振興係($\mathbf{2}$ 42-2111内線 252)にお問い合わせください。

●農業担い手資格取得助成事業

村では、農業に必要な資格取得について、担い手農家を対象として助成事業を実施しています。

- (1) 助成対象となる資格
 - ① 大型特殊自動車免許
 - ② けん引自動車免許
 - ③ フォークリフト免許
 - ④ 農業用ドローン免許
- (2) 助成の範囲及び制限等
 - ① 資格取得費用の2分の1以内で、1資格あたりの上限を2万円とし、年度1人当たりの上限を 5万円までとする。
 - ② 資格取得のための入学金、テキスト代、講習料、検定料が対象範囲。
- (3) 応募資格
 - ① 村内に住所を有する 65 歳未満の者
 - ② 主たる農地が本村にあり、認定農業者又は認定農業者となる見込みの者
 - ③ 税金およびその他の債務の滞納がない者
 - ④ 九戸村において、意欲的に営農を継続する者

○農業生産支援【産業振興課生産振興係 ☎42-2111 (内線 253)】

●農林業振興資金

村では、農林業者が経営や生活の改善を目的として、生産施設の整備や機械・技術の導入、 災害復旧 事業の自己負担金の資金として、無利子の農林業振興資金を貸付しています。

- ・貸付限度額 300 万円 (事業費の 80/100 以内)
 - ※ただし、コンバインの購入に限り 500 万円以内
- ・償還期間 7年以内(据置期間を含む)
- ・連帯保証人 貸付額 100 万円未満は不要

また、農林業振興資金以外にも、スーパーL資金や農業改良資金など農業制度資金の相談窓口となっています。詳しくは、産業振興課生産振興係にお問い合わせください。

●農業制度資金借入者に対する利子補給

農業経営改善のための制度資金借入者に対し、農家負担軽減のため利子補給を行っています。

●野菜価格安定補償事業

村が生産拡大を進める重点推進品目、ねぎ、とまと、にんじん、ピーマンについて、市場価格が一定額を下回った場合、農家が安心して生産できるよう村と生産者と農協とが共同で下回った額の差額を補填します。

◎基盤整備支援【産業振興課生産振興係 ☎42-2111 (内線 253)】

●農業生産基盤整備事業

水田の区画や水路の改修など小規模の生産基盤整備を共同で行う場合、掛かる費用の8割を補助(小規模な災害も同様)します。詳しくは、産業振興課産業育成係にお尋ねください。

◎林業振興について【産業振興課林業振興係 ☎42-2111 (内線 242)】

●間伐事業への嵩上げ補助

間伐事業の実施者に対して、事業費の1割を嵩上げ補助。

●伐採届及び林地開発について

地域森林整備計画対象民有林地内において、木を伐採したり、地形を変更するときには、森林法で定められている手続きが必要です。また、伐採した後に再度森林にする場合の単純伐採については、伐採の90日~30日前までに産業振興課産業育成係に伐採届を提出してください。

- ①開発区域が10.000㎡未満の場合
- 小規模林地開発計画と伐採届を村に提出してください。(森林伐採だけの時は、伐採届のみ)
- ②開発区域が10,000㎡以上の場合

林地開発計画を県に提出してください(森林伐採だけの時は、伐採届を村に提出してください)

- ●保安林で制限される行為保安林では次の行為が制限されます。
- 1. 立木の伐採
 - ①保安林で立木を伐採する場合は、あらかじめ県知事の許可を受けなければなりません
 - ②択伐については県知事に届出を。間伐については村長に間伐届を提出してください。
 - ③許可や届出で伐採できる量は、保安林ごとに定められた量以下になります。
- 2. 土地の形質の変更など

保安林内で家畜の放牧や土石・樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為などを行う場合には、あらかじめ県知事の許可を受けなければなりません。これらの行為が、保安林の働きが損なわれない行為の場合は許可されます。

3. 植栽の義務

立木を伐採したあと、木を植えなければもとの森林状態に回復しない場合には、植栽が義務付けら 1ます。

※保安林内で間伐を行う場合、事前に役場に間伐届を提出してください。

●林業生産基盤事業

概ね 10ha 以上の受益面積のある森林で、小規模な森林作業道開設や改良などの林業基盤整備を共同で行う場合、掛かる経費の 10 分の 8 を補助(限度額 160 万円)します。

●木炭生産施設整備事業

3人以上の木炭を生産する者で組織する生産組合が、製炭窯を設置する事業について、規定の補助額を交付します。

●森林の土地の所有者届出制度について

売買や相続などで山林を新たに取得した人は、個人・法人、面積の多少にかかわらず届出が必要です。 土地の所有者となった日から 90 日以内に、取得した山林のある市町村の長に届出をしてください。

●九戸村森林整備事業

県で実施する森林整備事業の対象外となった森林の下刈りや保育間伐についての事業費の一部を補助 します。

<mark>◎土地利用の制限</mark>【IJU 戦略室定住促進係 **☎**42-2111(内線 214)】

- ●10,000㎡以上の土地取引には届出が必要です。
- ①届出期限は、契約締結日を含めて2週間以内です。
- ②届出は村長を経由して岩手県知事に対して行います。
- ③届出は土地の取得者が行わなければなりません。
- ④届出をしないと法律で罰せられます。

○商工業者支援対策【IJU 戦略室交流発信係 ☎42-2111 (内線 172)】

- ●事業資金借入への利子補給(九戸村中小企業金融対策資金利子補給事業) 中小企業の事業主のために、運転資金や設備資金の借入金に対し利子補給を行っています。詳細については、LJU 戦略室交流発信係または九戸村商工会(☎42-2230)にお問合せください。
- ●プレミアム商品券発行事業【IJU戦略室交流発信係 ☎42-2111 (内線 172)】 生活者の購買意欲を高めて地域経済を活性化するため、村補助により九戸商業協同組合がプレミアム商品券を発行しています。村内の組合加入店で利用できます。加入店、発行時期については九戸商業協同組合(☎42-2230)へお問合せください。
- ●新卒者ふるさと雇用支援奨励金【IJU戦略室定住促進係 **☎**42-2111 (内線 214)】 新卒者の雇用拡大と地元への定着促進のため、新卒者を雇用した村内の事業主に対し、雇用支援奨励 金を交付します。新卒者雇用1名につき月額3万円(交付期間は36か月を限度)

22 教 育

◎幼稚園【教育委員会教育総務係 ☎42-2111 (内線 301・302・333) 】

九戸村の幼稚園は1園です。保育園と同じ施設でお子さんをお預かりします。

園 名	所 在 地	電話番号	対象年齢
ひめほたるこども園 (幼稚園部門)	九戸村大字長興寺 14-33-3	41-1300	満3歳以上

●幼稚園の保育料等

THE STREET	区分	金額	
保育料		無料	
給食費		無料	
預かり保育料	一時預かり	日額 150円	
	長期預かり	月額 2,500円	

◎小・中学生が住所を異動するときは

【教育委員会教育総務係 ☎42-2111 (内線 301·302·333) 】

村外から転入、村外へ転出するときは、「転学届」の提出が必要です。税務住民課の窓口(役場2階)で転入・転出の手続きをする際に、教育委員会の担当者が窓口にお伺いしますので、ご記入をお願いします(印鑑が必要です)。

現在通っている小学校の区域外に引っ越しするときも、転学届の提出が必要となります。

どの場合も、後日、教育委員会から転学の通知をお送りしますので、新しく通うことになる学校に 提出してください。

◎小・中学校の特別支援学級

【教育委員会教育総務係 ☎42-2111 (内線 301・302・333) 】

村内には、特別支援学級が設置されている学校があります。お子さんに特別な教育支援や配慮が必要だと思われるときには、学校または教育委員会にご遠慮なくご相談ください。

◎村外の小・中学校へ就学させたいとき

【教育委員会教育総務係 ☎42-2111 (内線 301・302・333) 】

子どもは、住所地の市区町村教育委員会が指定する小学校または中学校に就学することになっていますが、やむを得ない理由で本村以外の市町村の学校に就学させたい場合には、教育委員会にご相談ください。また、村内であっても区域外の学校に就学させることができる場合があります(やむを得ない事情があると認められた場合に限ります)ので、ご相談ください。

◎就学援助【教育委員会教育総務係 ☎42-2111 (内線 301・302・333)】

経済的な理由により学校生活に必要な費用(学用品、通学用品、修学旅行費用、生徒会費など)を 負担することが難しいと認められる場合は、それらの費用を村が援助する「就学援助費」を受けるこ とができます。就学援助費の申請については、お子さんが通う学校にお申し出ください。

◎育英奨学金制度【教育委員会教育総務係 ☎42-2111(内線 301・302・333)】

高校、専門学校、大学などの学費を負担するのが経済的に困難な生徒に対して、村では奨学金を貸与します。村内に住所を有する方のお子さんが対象です。

やむを得ない事情があるときは、返還を免除または猶予される場合があります。

また、令和2年度以降に県立伊保内高校を卒業した方は、同校在学中に貸し付けられた奨学金の2分の1が免除されます。

[貸付金額]

- 高校生等・・・・・月額 15,000 以内
- 専門学校生等・・・・月額30,000円以内
- 大学生・大学院生・・月額 40,000 円以内

◎教育相談【教育委員会教育総務係 ☎42-2111 (内線 301・302・333)】

教育委員会では、お子さんの教育上の悩みごとについて相談を受けています。電話での相談にも応じています。

◎学校給食【教育委員会教育総務係 ☎42-2111 (内線 301・302・333) 学校給食センター ☎43-2766】

九戸村では、子育て世帯の経済的負担を軽減し、村をあげて子育てを応援するため、令和2年度から学校給食を「完全無料」にしています。また、伊保内高校生にも無料で給食(牛乳以外)を提供しています。

◎青少年教育【教育委員会生涯学習係 ☎42-2111 (内線 304・312)】

青少年の健全な育成は、家庭や学校、地域などが連携しながら進めています。

◎生涯学習【教育委員会生涯学習係 ☎42-2111 (内線 304・312)】

生涯学習のために、村民の皆さんが自ら学び、自ら創造する学習情報や場所を提供していますので、 お気軽にご利用ください。詳しくは広報紙等でお知らせします。

●各種教室・講座(令和3年度開設状況)

	教 室	講 座 内 容
学	九曜塾	歴史・自然学習、創作、スポーツ、郷土料理など
び処な	生涯学習アカデミー	歴史・自然学習、創作、スポーツ、音楽鑑賞、各種講演会など
11	女性教室	歴史学習、創作、スポーツ、郷土料理、各種講演会など
んず	創作ラーニング	エコクラフト小物づくり、陶芸など
カフ	健康・スポーツラーニング	各種運動教室、ヨガ、卓球、健康体操など
エ講座	クッキングラーニング	世界・郷土・季節の料理、おやつ作りなど
座	教養・娯楽ラーニング	書道、落語、裁縫、スマホ教室など

◎体力づくり 【体育センター ☎42-2177】

●体育センタートレーニングルーム

・利用時間 午前9時から午後10時00分(日曜祝日は午後5時まで)

· 使用料 1 時間 1 0 0 円

・利用方法 事務室に利用を申し込み、使用料をお支払ください。

・休館日 毎週月曜日(ただし、月曜日が祝日の場合は、翌日が休館日。年末年始12月29

日~1月30日)

・注意事項 中学生の個人での利用はご遠慮ください。小学生以下は利用できません。

23 公共交通

◎生活バス路線の維持【IJU 戦略室交流発信係 ☎42-2111(内線 172)】

高齢者等の生活の足として、また児童生徒の通学利用のため、乗合バスを運行する岩手県北自動車㈱(以下「岩手県北バス」と表記)への補助金支出により各種のバス路線を維持しています。 路線ごとの運行日、時刻等については、岩手県北バス発行の時刻表を参照ください。

●九戸村循環バス

九戸地域診療センター、オドデ館、ふるさとの館などの施設を含め村内各停留所を循環して運行(曜日により運行コースの変更或いは運休有り)。一回乗車につきワンコイン100円 (小人50円)で乗車できます。また、75歳以上の高齢者には役場 IJU 戦略室交流発信係でも無料乗車券を交付しています。

●広域生活路線

葛巻線(ふれあい広場~葛巻中学校 一日3往復)を運行。岩手県と九戸村による補助路線となっています。

●二戸病院線

岩手県北バス伊保内営業所〜県立二戸病院間を一日一往復(土日祝日運休)運行。途中、二戸市内要所での乗降が可能です。

上記の補助路線以外に、村内路線のほか二戸線(岩手県北バス伊保内営業所〜二戸駅)、軽米線(同営業所〜県立軽米病院〜軽米新町)、オドデ館経由の高速バス(久慈営業所〜盛岡・東京、八戸〜盛岡)があり、またJRバス東北㈱が二戸駅〜久慈駅間をオドデ館等経由で運行しています。

生活バス路線維持のため、公共バスの利用向上にご理解とご協力をお願いします。

◎公共バス利用助成【IJU 戦略室交流発信係 ☎42-2111(内線 172)】

乗合バスの利用促進と利用者の経済的負担を軽減するため、岩手県北バスから九戸村回数券(大人回数券・小人回数券)または通学定期券を購入した場合、費用の一部を助成しています。助成は 九戸商業協同組合共通商品券で行い、村内の組合加盟店で商品券の利用が可能です。

●バス利用回数券の購入助成

対 象 者	九戸村住民 (未成年の場合はその保護者)
申請方法	岩手県北バスの証明付きの九戸村回数券(大人回数券・小人回数券)持参の うえ助成金交付申請書により、役場 IJU 戦略室交流発信係で手続きください。
対象路線	九戸村循環バス以外の村内路線、一戸線、葛巻線、二戸線、軽米線
助成割合	村内のみでの乗降の回数券:購入額の5割以内 乗降の一方が村外の回数券:購入額の2割以内 (*小人回数券は大人回数券の1/2の金額となるため、最少助成金額 の500円に満たない場合があるのでご注意ください。)

●高校生通学バス定期券の購入助成

	0 kg pt = 1		
対 象 者	県立伊保内高等学校に通学している生徒の保護者 九戸村住民で高等学校に通学している生徒の保護者		
申請方法	岩手県北バスで購入した定期券の写しを助成申請書に添付(年度初回申請時のみ在学証明書を併せて添付)のうえ役場 IJU 戦略室交流発信係で手続きください。		
通学方法	岩手県北バス運行の次の路線で居住地から学校までの最短経路での通学であること。 県立伊保内高等学校の生徒: 葛巻線、二戸線 伊保内高等学校以外の生徒: 葛巻線、二戸線、軽米線		
助成割合	県立伊保内高等学校の生徒:購入額全額 伊保内高等学校以外の生徒:購入額の2割以内		

24 議会・選挙

◎村議会【議会事務局 ☎42-2111 (内線 181~182)

村議会議員の定数は12人です。村議会は村長が招集します。定例会は年4回、臨時会は必要に応じて開かれます。会議は本会議と常に設置されている常任委員会、議会運営委員会及び必要に応じて設置される特別委員会があります。

●本会議

議員全員が議場に集まって、村議会の最終的な意思を決定する会議です。村長などに一般質問を行い、 村政全般についての所信を問うことや、議会に提出された議案や村議会としての意見表明などの議決は すべて本会議において行われます。

●常任委員会

議案などを専門的、合理的、能率的に審議するために、所管部門を定めて設けている常設の委員会です。本会議で付託された議案や請願・陳情を詳細に審査し、その結果を本会議で報告します。現在、九戸村議会には、総務教育、産業民生、議会広報の3つの常任委員会が設置されています。

●議会運営委員会

議会が円滑に運営されるよう、議長の諮問により会期の設定や議案・請願等の取扱いなど、議会運営に関する事項や議会の規則についての協議を行います。

●特別委員会

本会議の議決によって必要に応じ設置されるもので、その委員会を設置した目的が達成されると終了します。例年3月には予算特別委員会が、9月には決算審査特別委員会がそれぞれ設置されます。

◎村議会への請願・陳情【議会事務局 ☎42-2111 (内線 181~182)】

村民はだれでも、村政についての要望などを文書で請願・陳情として議会に提出することができます。 議会へ請願・陳情するときは、趣旨、提出年月日、請願・陳情者の住所、署名または記名押印した文書 を議長あてに提出してください。なお、請願の場合、内容に賛意を表する議員の紹介が必要で、請願書 の表紙に紹介議員の署名または記名押印を受けなければなりません。

○村議会の傍聴【議会事務局 ☎42-2111 (内線 181~182)】

村議会の本会議と委員会は傍聴することができます。本会議、委員会の開かれる当日、議会事務局で 傍聴人受付簿に住所、氏名を記載してください。団体で傍聴するときは、前もって議会事務局にご連絡 ください。

なお、委員会の傍聴は、委員会の許可がない場合は傍聴できませんので、あらかじめご了承願います。

○選挙【選挙管理委員会事務局 ☎42-2111 (内線 181~182)】

●選挙人名簿の登録

年齢18歳以上で、本村に引き続き3か月以上居住し、住民基本台帳に記録されている方が登録されています。投票を行うためには、この名簿に登録されている必要があります。他の市町村へ転出した場合には、一定期間を過ぎると名簿から登録抹消されます。選挙人名簿は、住民基本台帳が基礎となりますので、転入・転出の際にはきちんと届出ましょう。

●定時登録

毎年3月、6月、9月、12月の各月の1日現在で上記の要件を備えている方を同月に登録します。

●選挙時登録

選挙が行われるとき、選挙管理委員会が定める登録基準日現在で前記の要件を備えている方を登録します。

●期日前投票

投票日当日に、仕事や旅行などで投票所に行くことができない場合は、告示(公示)日の翌日から投票日の前日までの間に期日前投票ができます。期日前投票は、通常九戸村役場で受け付けています。

●投票

投票所入場券に記載された指定の投票所で行ってください。投票所入場券は、選挙の告示(公示)日後に世帯主あてに郵送されます。

25 そのほか

◎くらしのダイヤル

●村

名称	住 所	電話番号
九戸村役場	伊保内 10-11-6	42-2111
戸田支所 (老人福祉センター)	戸田 17-39-2	43-2111
江刺家支所 (ふるさとセンター)	江刺家 8-36	42-3110

●警察・消防

名 称	住 所	電話番号
二戸警察署九戸駐在所	伊保内 25-26	42-2210
二戸消防署九戸分署	伊保内 10-11-6	42-3119

●福祉・医療

名称	住 所	電話番号
九戸村保健センター	伊保内 10-11-6	42-2111
九戸村総合福祉センター	伊保内 7-39-4	41-1200
九戸村老人福祉センター	戸田 17-39-2	43-2111
九戸村社会福祉協議会	伊保内 7-39-4	41-1200
特別養護老人ホーム折爪荘	伊保内 9-73	42-4165
特別養護老人ホームおりつめの里	伊保内 7-35	43-3082
グループホームおりつめ	伊保内 8-15-1	42-4111
ディサービスセンターふぁーすとシート	伊保内 11-52	42-4020
通所介護かすみ	伊保内 2-61-1	42-4044
共同生活介護施設ラピュタ	伊保内 11-52	42-4020
九戸地域診療センター	伊保内 7-35-1	42-2151

●教育・スポーツ

名称	住 所	電話番号
九戸村教育委員会	伊保内 10-11-6	42-2111
HOZホール (九戸村公民館)	伊保内 10-11-6	42-2111
九戸村学校給食センター	山根 5-95	43-2766
九戸村総合運動場	伊保内 1-61	42-4057
九戸村体育センター	伊保内 25-94-1	42-2177
B&G海洋センター	伊保内 24-1	42-2963
屋内ゲートボール場	伊保内 18-41-6	電話なし
村営くのヘスキー場	伊保内 18-41-6	42-2366
くのヘパークゴルフ場	伊保内 18-41-6	42-4001

[※]九戸村総合運動場の使用予約は、九戸村体育センター(42-2177)へ。

●保育園・こども

名称	住 所	電話番号
戸田保育園	戸田 13-69-1	43-2315
伊保内保育園	伊保内 2-61-2	42-2208
ひめほたるこども園	長興寺 14-33-3	41-1300

●学校

名称	住 所	電話番号
戸田小学校	戸田 16-74-4	43-2211
山根小学校	山根 10-3-4	43-2212
伊保内小学校	伊保内 7-10-1	42-2201
長興寺小学校	長興寺 8-49	42-2202
江刺家小学校	江刺家 10-12-2	42-2203
九戸中学校	山根 10-3	43-2121
県立伊保内高等学校	伊保内 1-61-12	42-3121

●農協・金融機関

名称	住 所	電話番号
新岩手農業協同組合九戸支所	伊保内 7-25-1	42-3111
㈱岩手銀行伊保内支店	伊保内 12-5	42-2121
盛岡信用金庫九戸支店	伊保内 10-10-1	42-2141
戸田郵便局	戸田 18-2-2	43-2010
伊保内郵便局	伊保内 6-14-1	42-2101
江刺家郵便局	江刺家 7-61-5	42-2102

●主な事業所等

名称	住 所	電話番号
二戸地方森林組合九戸支所	伊保内 10-11-6	42-4240
九戸村商工会	伊保内 11-47-1	42-2230
九戸村土地改良区	伊保内 10-11-6	42-2111
岩手県北自動車(株)一戸営業所伊保内支所	伊保内 12-52-3	42-2211
NEXCO東日本九戸料金所	江刺家 8-25-2	42-2218
㈱九戸村総合公社	山屋 2-28-1	42-4400
オドデ館	山屋 2-28-1	42-4400
ふるさとの館(ふるさとの湯っこ)	伊保内 16-91-3	42-4001
コロポックルランド	江刺家 9-81	42-4062
まさざね館	伊保内 11-47-1	42-2226
花きセンター	戸田 17-7-9	43-2425
野菜真空予冷施設	江刺家 3-33-1	42-2054

◎二戸地域医療機関一覧

診療機関名	電話番号	診療科目	
岩手県立二戸病院	23-2191	内科・消化器内科、循環器内科、神経内科、血液内 科、 呼吸器内科、精神科、小児科、外科、麻酔 科、整形 外科、脳神経外科、心臓血管外科、泌尿 器科、皮膚科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう 科、放射線科、リハビリテーション科、地域医療科	
岩手県立軽米病院	46-2411	内科、小児科、外科、訪問診療	
岩手県立一戸病院	33-3101	内科、精神科、神経内科、小児科、外科、整形外科、皮膚科、泌尿器科、眼科、耳鼻咽喉科、歯科	
岩手県立二戸病院附属九戸地域診 療センター	42-2151	内科、小児科、外科	
おりそ内科・循環器クリニック	22-2251	内科、循環器科	
菅整形外科皮膚科クリニック	23-7311	整形外科、リウマチ科、理学診療科、皮膚科、麻酔 科、ペインクリニック科	
斉藤産婦人科医院	23-2505	産婦人科	
すがわら消化器内科	23-2879	内科、消化器科	
千葉耳鼻咽喉科医院	23-2009	耳鼻咽喉科	
二戸クリニック	25-5770	内科、外科、泌尿器科	
二戸市国民健康保険金田一診療所	27-2205	内科、外科	
二戸市国民健康保険浄法寺診療所	38-2021	内科、小児科、外科、整形外科	
よこもり眼科クリニック	22-2230	眼科	
いちのへ内科クリニック	33-2701	内科	
奥中山高原クリニック	35-2011	内科	
小鳥谷診療所	34-3501	内科	
松井内科医院	33-2201	内科、呼吸器科、アレルギー科、神経内科、 消化器科、循環器科、リハビリテーション科	
小野寺クリニック	46-2822	内科、皮膚科、泌尿器科	
中村医院	46-2131	内科、外科	
むらかみ医院いたみのクリニック	48-1500	内科、消化器内科、外科、皮膚科、肛門科、麻酔科	
ふくもりたこどもクリニック・ア レルギー科	43-3137	小児科・アレルギー科	
カシオペア医院	23-3331	消化器内科、内科	

くらしのガイドブック

令和4年7月 (改訂版)

発行 岩手県九戸村

編集 IJU 戦略室交流発信係

〒028-6502 岩手県九戸郡九戸村大字伊保内 10-11-6

雷: 0195-42-2111 (代) FAX: 0195-41-1005

Email: <u>kunohe@vill.kunohe.iwate.jp</u>